



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	17世紀ロシアにおける非ロシア正教徒エリート政策
Author(s)	濱本, 真実
Citation	スラヴ研究, 52, 63-98
Issue Date	2005
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/39071
Type	departmental bulletin paper
File Information	52-003.pdf



17 世紀ロシアにおける非ロシア正教徒 エリート政策

濱 本 真 実

はじめに

17 世紀のロシアには多くの非ロシア正教徒が居住していた。ロシアにおいてはモスクワを首都とした時代に 3 度主要な法典が編纂されているが、1497 年に編纂された法典 *судебник* では第 58 条でのみ外国人 *чужеземец* が言及されており、1550 年にイヴァン 4 世（在位 1533-1584）の命令で編纂された法典でも外国人 *чужеземец* が登場するのは第 27 条だけである⁽¹⁾。これに対して 1649 年法典⁽²⁾の中では、外国人 *иноверец*、*иноземец*、*чужеземец* への言及は全 37 条に渡っている⁽³⁾。もちろん 1649 年法典の分量が他の法典より多いことを割り引いて考えねばならないが、それでも 1649 年法典における外国人への言及の急増には、ロシアにおける外国人の、16 世紀後半から 17 世紀にかけての増加が反映されていると考えてよいだろう。

1649 年法典において言及される非正教徒は、多くの場合、封地や相続領を有したエリート層である。これらの非正教徒エリートは主に、タタール人⁽⁴⁾が大部分を占めるムスリムと、16 世紀後半からロシア政府が積極的に雇用した西方諸国出身の傭兵から成っていた。

多民族帝国ロシアの成立を考察する上で⁽⁵⁾、ロシア政府が非正教徒エリートをどのようにに取り込んでいったのかは興味深い問題であり、これまでの研究でも、初期にロシア帝国上層階級に取り込まれたムスリム・エリートについては、主に沿ヴォルガ地域の研究の中で頻繁に触れられている。近年では、沿ヴォルガ地域における 16-18 世紀ロシアの正教化政策を論じたマカロフ、16-18 世紀のロシアにおけるムスリムの法的な状態を考察したノグマノフの研究がある。また、メシチョーラ、テムニコフ、アルザマス、シャツクなど

1 Законодательство периода образования и укрепления Русского централизованного государства (Российское законодательство X-XX веков. Т. 2). М., 1985. С. 61, 101.

2 この法典は、加藤一郎「アレクセイ・ミハイロヴィチ帝の 1649 年法典試訳および評註 (1) (2) (3)」『文教大学教育学部紀要』第 20, 22, 24 号、1986, 1988, 1990 年に一部翻訳出版されている。本稿では A.Г. Маньков の説を採用した加藤氏に習い、以下「1649 年法典」と呼ぶ。

3 Соборное уложение 1649 года. Текст. Комментарии. Подг. текста Л.И. Ивиной. Л., 1987 [以下 СУ]. Иноземцы: VII-9 (7 章 9 条), IX-1, 2, 4, X-1, 30, 91, 93, 124, 135, XI-1, 2, XIV-3, XVI-13, 14, 16, 18, 19, 30, 31, 32, 46, XVII-2, XVIII-55, 63, XX-4, 37, 70, 71, XXI-11, 13, 14, 15; чужеземцы: X-260, XIV-4; иноверцы I-1, XX-70. Иноземцы, чужеземцы が、異国の者という意味で一般的に外国人を指す場合に使われるのに対し、иноверцы は直訳すると異教徒であり、宗教的な意味を強く持つ。

4 本稿では大半の 17 世紀ロシア史料における語法に従い、「タタール人」の語でカザフ・ハン国を除くジュチ裔諸国の構成員とその後裔のムスリムを指す。

5 ロシア帝国の民族政策研究は M. Raeff, "Patterns of Russian Imperial Policy toward the Nationalities," in E. Allworth, ed., *Soviet Nationality Problems* (NY, 1971); A. Kappeler, *Rußland als Vielvölkerreich: Entstehung, Geschichte, Zerfall* (München, 1992) などがある。

モスクワ南東地域のタタール貴族について詳述したエニケエフの研究や、ハイレッディノフによるモスクワ周辺に居住したムスリムについての総合的な研究等、地域別のロシア・ムスリム研究も進んでいる⁽⁶⁾。

一方、ピョートル大帝（在位 1682-1725）時代以前のロシアにおける西欧人の研究は 19 世紀末からの研究蓄積があり、ツヴェタエフやボロディンなどの研究が挙げられる。さらにソ連崩壊後のロシアにおける 17 世紀文書史料研究の発展を反映し、ラブチェヴァ、レベジェフ、リージャー、コヴリギナらによって外国人庁 Иноземский приказ⁽⁷⁾の文書を利用した新たな研究が出されている⁽⁸⁾。

このように、様々な先行研究においてはロシアにおけるムスリムと西欧人が別個に研究されている。ムスリム或いは西欧人のどちらかのみに関わる問題が多く存在するのは確かだが、17 世紀にロシア政府が出した法令においては、非正教徒は信教に関わらず外国人 иноземец として扱われることが多く、ムスリム、あるいはカトリック・プロテスタント信徒の一方のみを対象とした分析では、ロシア政府の政策の背景や目的を正確に捉えることはできない。

管見の限り唯一 17 世紀を対象に非ロシア正教徒を広く扱った研究としては、ノルテの 2 著作が挙げられる⁽⁹⁾。1600-1725 年におけるロシアの宗教的寛容をテーマとしたノルテの研究は、ムスリムと、古儀式派を含むキリスト教諸宗派信徒だけではなく、多神教徒、仏教徒、ユダヤ教徒、ヒンズー教徒をも視野に入れた幅広いものである。17 世紀のロシアでは、非正教徒は正教徒に比して不利な扱いを受けたものの、すべての非正教徒に対して自らの宗教を維持する可能性が残されていた、という指摘とともに、ロシア政府は非正教徒に対しては比較的寛容な政策を採っていたが、それとは反対に古儀式派に対する弾圧は峻烈を極めた、という指摘は興味深い⁽¹⁰⁾。

6 Еникеев С. Очерк истории татарского дворянства. Уфа, 1999; Макаров Д. Самодержавие и христианизация народов Среднего Поволжья (XVI-XVIII вв.). Чебоксары, 2000; Ногманов А. Татары Среднего Поволжья и Приуралья в Российском законодательстве второй половины XVI-XVIII вв. Казань, 2002; Хайретдинов Д.З. Мусульманская община Москвы в XIV-начале XX века. Н. Новгород, 2002.

7 筆者は前稿「17 世紀ロシアにおけるムスリム・エリートのロシア正教改宗について：ロシア国立古文書館所蔵『改宗文書』に基づいて」『西南アジア研究』第 58 号、2003 年においては Иноземский приказ を「異族人庁」と訳したが、19 世紀から盛んに用いられる инородец という語に「異族人」という訳語が充てられることが多いことに鑑み、本稿では иноземец を「外国人」と訳し、Иноземский приказ を「外国人庁」と訳す。

8 Цветаев Д.В. Из истории иностранных исповеданий в России в XVI и XVII веках. М., 1886; Бородин А.Я. Иноземцы—ратные люди на службе в Московском государстве. Пг., 1916; Липтева Т.А. Документы Иноземского приказа как источник по истории России XVII века // Архив русской истории. 1994. Вып. 5; Лебедев А.Л. Служилые иноземцы в России 17 века (1613-1689 годы). Диссертация канд. ист. наук. Ярославль, 1998; W.M. Reger IV, "Baptizing Mars: The Conversion to Russian Orthodox of European Mercenaries during the Mid-Seventeenth Century," in E. Lohr and M. Poe, eds., *The Military and Society in Russia 1450-1917* (Leiden, Boston, Köln 2002); Ковригина В.А. Иноземное население Москвы конца XVII-первой четверти XVIII в.: Особенности быта // Столичные и периферийные города Руси и России в средние века и раннее новое время (XI-XVIII вв.). М., 2003.

9 Н.-Н. Nolte, *Religiöse Toleranz in Rußland 1600-1725* (Zurich, 1969); idem, "Verständnis und Bedeutung der religiösen Toleranz in Rußland 1600-1725," *Jahrbücher für Geschichte Osteuropas* 17 (1969).

10 Nolte, "Verständnis und Bedeutung," pp. 494, 502.

しかしながらノルテの研究は、ピョートル大帝時代までのロシア政府の宗教政策を宗教ごとに分けて考察するものであり、当時のロシアで宗教よりも上位の分類カテゴリーだったと考えられる社会的階層⁽¹¹⁾という視点に乏しい。また、非正教徒の従僕所有禁止と農民所有禁止を分けずに分析を進めるなどの欠陥を有していることも見逃せない⁽¹²⁾。17 世紀の非正教徒政策のほとんどは宗教政策と関わりがあるため、本稿はノルテの著作に負うところも大きい。この二つの著作が記された 1960 年代とは異なり、現在ではロシアの古文書館が広く開放され、史料状況が格段に良くなっているため、新史料を加えて再度 17 世紀のロシアにおける異民族政策を見直すことの意味は小さくはないと考えられる。

以上を踏まえ本稿では、従来宗教ごとに別個に考察されてきたロシア国家に仕える非正教徒エリートの活動を、17 世紀ロシア政府の非正教徒政策という視点から再構成し、この時代のロシアにおける非正教徒エリート政策の大きな流れを明らかにすることを目指す。この作業は、ロシア帝国の構造の一端を解明することにも寄与するだろう。

分析の対象とする主な時期は、動乱期以降 (1613) からピョートル大帝の単独即位 (1689) までとし、その前後の時代は概観するに留める。16 世紀半ばのロシアによる沿ヴォルガ地域併合や、イヴァン 4 世による積極的な西欧人傭兵招聘政策により、16 世紀後半からロシアにおける非正教徒の数は急増するが、16 世紀においてはわずかな法令と西欧人による旅行記以外にはロシアにおける非正教徒エリートの活動に関する史料がない。これに対して、動乱期以降については様々な法令と諸官庁における行政文書によって、非正教徒エリートの活動をある程度具体的に明らかにすることができる。

ピョートル大帝時代の非正教徒政策は、17 世紀後半の宗教政策と深く関係するにも関わらず⁽¹³⁾、時代設定の下限をピョートル大帝時代以前に定めたのは、ピョートル大帝時代以降は本稿で明らかになるような東方と西方出身非正教徒エリートに対する一律の政策が見られなくなる上に、ピョートル自身の西欧びいきや東方諸民族に対するロシア正教布教の強い意図、さらに、17 世紀に比して格段に豊富な法令や文書などのために、17 世紀とは別に特別な考察を要すると考えられるからである。

構成としてはまず、第一節「軍務タタールと傭兵」において、東方と西方出身の軍人がいかにしてロシアにやってきたのか、ロシアでどのような待遇を受けていたのかを明らかにし、第二節「軍隊における非正教徒」では、着々と近代化する 17 世紀のロシア軍における東方と西方出身の非正教徒軍人の各役割とその変化を追う。第三節「非正教徒エリートに対する財産の所有権制限」、第四節「宗教政策」では、法的な側面に注目しつつ論を

11 19 世紀以前の東方と西方へのロシアの領土拡大について考察したカペラーによれば、「言語・民族・宗教のカテゴリーはこの時代、短期間の例外を除けば、まだ下位の役割しか果たしていなかった。政治的な忠誠に加え、決定的な要素は社会階層への帰属だった。忠実な貴族は普通、バルト地方のルーテル派ドイツ人であっても、カトリックのポーランド人であっても、ムスリムのタタール人であっても、ロシア政府によって同様に受け入れられた」(Kappeler, *Rußland als Vielvölkerreich*, p. 95)。

12 全編を通してこの傾向が見られるが、例えば Nolte, *Religiöse Toleranz*, p. 59 ではタタール人の封地所有者がロシア人農民を 1649 年法典に違反して所有していた、とされている。しかし、後述するようにこのとき所有が禁止されたのは自分の屋敷における正教徒従僕^{ハルマ}の所有である (1649 年法典 20 章 70 条。なお、本稿では便宜的に従僕という語を、法的な奴隷と俸給を得て仕える召使の両方を含む、かなり広い意味で用いる)。

13 J. Cracraft, *The Church Reform of Peter the Great* (Stanford, 1971), pp. 63-64.

進める。結論を先回りして述べれば、はじめの2節はロシアにおける東方と西方出身非正教徒エリートの待遇の違いを際立たせることになるが、後半2節では、両者の法的な立場の共通性が明らかになるだろう。

基本となる史料は、第一にロシアの法令集である。1649年までの法令については『16世紀後半－17世紀前半のロシア国家における法律文書』⁽¹⁴⁾、1649年法典については『1649年の会議法典』⁽¹⁵⁾、それ以降については『ロシア帝国法令大全』⁽¹⁶⁾を主に利用する。第二に、現在はモスクワのロシア国立古文書館（РГАДА）に所蔵されている、17世紀のロシアにおいて非正教徒を管轄していた外務庁 Посольский приказ と外国人庁で作成された行政文書が挙げられる。その他、『資料に見るタタールの歴史』『モルドヴァ自治共和国史料集』⁽¹⁷⁾などの既出版の文書史料集と、ロシアに滞在した西欧人の旅行記を補足資料として利用する。

暦については、17世紀のロシア史料では9月を年度の始めとし、西暦紀元前5508年を紀元とする天地開闢暦が使用されているが、本稿では月が判明しているものについてはユリウス暦に変換して記し、月が判明しないものに関しては、例えば1625/26(7134)年と表記する。これは、ユリウス暦1625年9月から1626年8月までの一年間を示す。

分析に移る前に、本稿におけるキーワードである、「ロシア人」と「非正教徒」について説明を加えておきたい。まず、ロシア人と非ロシア人の区分についてだが、ロシアの多民族帝国化に関してチスチャコフが「人は自らの民族的な属性を変更することはできないが、大なり小なりの困難を伴いつつも、信仰を変更することは可能であり、これは、国家における自らの法的地位のすべてが変更可能なことを意味した。すなわち、法的な観点からは、例えば洗礼を受けて正教徒になったユダヤ人は、自分の社会的階層に対応するロシア人が有するすべての権利を有することになったのである」⁽¹⁸⁾と述べているように、ロシアの非ロシア人は、ロシア正教への改宗によって社会的にはともかく、法的にはロシア人になることができた。非ロシア人でロシア正教を受容した者は、「新受洗者 новокрещены」というカテゴリーに分類されていたが、その子孫は2代、或いは3代でロシア人に同化するのが一般的だった⁽¹⁹⁾。

新受洗者のうち、Маметев など民族的な特徴を示す姓を用いている者については本人、或いはその祖先が非正教徒だったことが明らかだが、改宗時に父称や姓として教父の名を用いる等、自らの民族的な出自を全く消し去る者もあり、このような人物は改宗した本人についてさえ史料に新受洗者という説明がなければ、ほとんどの場合、史料上生粋のロシア人と区別がつかない。本稿では、代々の正教徒と新受洗者との区別を残すために、ロシ

14 Законодательные акты Русского государства второй половины XVI-первой половины XVII века [以下 ЗАРГ]. Тексты (1986) и Комментарии (1987). Л.

15 СУ.

16 Полное собрание законов Российской империи. Изд. 1-е. СПб., 1830 [以下 ПСЗ]. Т. 1-2.

17 История Татарии в документах и материалах. М., 1937 [以下 ИТДМ]; Документы и материалы по истории Мордовской АССР. Саранск, 1940 [以下 ДМИМ].

18 Чистяков О.И. О политико-правовом опыте и традициях России // Вестник Московского университета. Серия 11. Право. 1990. № 2. С. 13-14.

19 Nolte, "Verständnis und Bedeutung," p. 504; M. Khodarkovsky, *Russia's Steppe Frontier: The Making of a Colonial Empire, 1500-1800* (Bloomington, 2002), p. 124.

ア人という語を正教徒に置き換えることはしないが、ロシア人という語を現代的な民族としてのロシア人ではなく、正教徒とほぼ同義で用いる。

次に「非正教徒」だが、17 世紀の史料では非ロシア人一般を示す多くの場合、外国人 *иноземцы* の語が使用されている。ノルテによれば、異教徒 *иноверцы* の語も残りはするものの、法的には 1625 年から（一部は 1649 年法典で）全ての非正教徒は外国人という概念のもとに統合された⁽²⁰⁾。しかし、タタール人やチェレミス人などの非ロシア人は 17 世紀にはロシア領内の民族であったわけであり、これら東方の非ロシア人は現代的な感覚からすればロシアから見た外国人ではない。そこで本稿では基本的に非正教徒という語を用い、「外国人」は、史料の翻訳の部分にのみ用いる。また、史料で *иноземцы* と記される場合、文脈から明らかに西方出身の非正教徒を指していることもあり、その場合は特記する。

西欧諸国出身者に対しては、どの国の出身者であれ「ドイツ人 *немцы*」と総称されることも多い。本稿では史料における *немцы* は、カッコつきで「ドイツ人」と記す。

1. 軍務タタールと傭兵

モスクワ国家は 14-16 世紀のジュチ裔諸ハン国との戦いのなかで、捕虜として、或いは亡命者として多くのタタール人を自らの臣下に取り入れていった⁽²¹⁾。15-16 世紀におけるモスクワ国家の戦争においてはタタール人の将軍に率いられたタタール人、チェレミス人、チュヴァシ人など非正教徒の部隊が軍隊の記録である補任帳 *Разрядная книга* で頻繁に言及されており⁽²²⁾、特にリヴォニア戦争（1558-1583）におけるタタール人部隊の活躍は注目に値する⁽²³⁾。エニケエフによれば「タタール人の戦術的、技術的な戦闘能力は非常に高く、東欧とアジアにおいてはタタール人はもっとも経験豊かな司令官だと認識されていた」⁽²⁴⁾。

ロシア政府は異教徒たる軍務タタールをどのように見ていたのだろうか。イヴァン 4 世からクリムのデヴレト・ギレイ・ハン（在位 1551-1577）に対して 1568 年に発せられた書簡における「我々に忠実に仕えているムスリムには、我々は彼らの忠誠のために恩賞を与える。しかしそれは彼らの信仰によって与えられているのではない」⁽²⁵⁾という言葉には、ロシアにおける軍務タタールの地位と信仰の自由が、ただ忠実な軍事勤務によって保証されたものであったことがよく表れている。

20 Nolte, “Verständnis und Bedeutung,” p. 502. 例えば 1625 年の法令には А которые иноземцы, литва, и немцы, и татаровя, и всякие иноземцы учнут... という文章がある (ЗАРГ. Тексты. № 142. С. 123)。

21 K.G. Kennedy, “The Juchids of Muscovy: A Study of Personal Ties between Émigré Tatar Dynasts and the Muscovite Grand Princes in the Fifteenth and Sixteenth Centuries.” Unpublished Ph.D. dissertation in History and Middle Eastern Studies (Harvard University, 1994).

22 Разрядная книга 1475-1598. М., 1966; Разрядная книга 1475-1605 гг. М. Т. 1. Ч. 1, 2 (1977), Т. 2. Ч. 1 (1981), Ч. 2, 3 (1982), Т. 3. Ч. 1 (1984), Ч. 2 (1987), Ч. 3 (1989), Т. 4. Ч. 1 (1994), Ч. 2 (2003).

23 J. Martin, “Tatars in the Muscovite Army during the Livonian War,” in Lohr and Poe, eds., *The Military and Society in Russia*, pp. 365-387.

24 Еникеев. Очерк истории татарского дворянства. С. 29.

25 Кумыков Т.Х. и Кушева Е.Н. (ред.) Кабардино-Русские отношения в XVI-XVIII вв. М., 1957. Т. 1. С. 20.

タタール人エリートは、軍事勤務の報酬としてカシモフ⁽²⁶⁾やヤロスラヴリ、その50kmほど北に位置するロマノフ（現トゥタエフ Тутаев）などに、また、1552年のロシアによるカザン征服後は沿ヴォルガ地方にも土地を与えられていた。カザン征服以前にすでにモスクワ国家に組み入れられていた、モスクワ東南のテムニコフやモルドヴァ地方のタタール人エリートは、ロシアのツァーリから新たに封地を与えられるのではなく、先祖伝来の土地の所有権をツァーリに認めてもらうことによってツァーリの臣下となっていた⁽²⁷⁾。封地や相続領をもとに軍事勤務をするという点では、タタール人エリートはロシア人士族層と同様であり、その他の待遇についても管見の限り、17世紀にタタール人軍人とロシア人軍人の待遇の差を示す史料は見当たらず、両者の待遇の違いはあったとしてもそれほど大きなものではなかったと考えられる。

また、17世紀のカザン地方ではタタール人裁判所 татарская судная изба の存在が確認でき、ここで封地や相続領の問題が扱われていることから⁽²⁸⁾、少なくともカザンのタタール人エリートは、法制度の面でロシア人とはある程度区別されていたことが分かる。

一方、西欧人は古くから商人としてロシアにやってくるが、15世紀後半、特にイヴァン3世（在位1462-1505）の時代からイタリア人技術者がロシアに数多く到来し、16世紀以降には、軍人としてツァーリに仕える人々も現れ始める。神聖ローマ皇帝からの使者ヘルベルシュテインの記録によれば、すでにヴァシーリー3世（在位1505-33）治世のロシアには、1,500人のリトアニア人と雑多な出自の人々からなる歩兵隊が存在していた⁽²⁹⁾。英国の使節として1588年にモスクワを訪れたフレッチャーは、ロシアに「ドイツ人」と呼ばれる4,300人からなる傭兵がおり、彼らはクリム・ハン国やシベリアとの国境に配され、軍務タタールは逆にポーランド人やスウェーデン人に対して配された、と記している⁽³⁰⁾。

欧州からの傭兵は、主に3つのルートでロシアにやってきた。バルカンからはキエフを通して、ポーランド人とリトアニア人は北方の町伝いに、西欧からの人間はリガとナルヴァを通して、まずはプスコフとノヴゴロドへ、それからモスクワに至った。また、17世紀の商都アルハンゲリ스크経由で商人と共にやってくる者もいた⁽³¹⁾。

イヴァン4世のもとでオブリチニクになったドイツ人シュターデンは、16世紀後半にいかにして非正教徒がロシアに受け入れられたかについて述べている。

もし、ユダヤ人以外の誰かがロシア国境にやってくると、なぜ彼がやってきたのかすぐに審問される。もし彼が大公に仕えたい、と言えば、彼はさらに様々な状況について尋ねられる。彼のあらゆる情報、言葉は密かに記録され、印が押される。彼自身はすぐに駆通で一人の貴族と共に6

26 カシモフには、ロシアの傀儡政権としてカシモフ皇国が設立され、ムスリムの君主を戴く独立した宮廷があった。Вельяминов-Зернов В.В. Исследование о Касимовских царях и царевичах. Ч. I-IV. СПб., 1863-87 参照。

27 Еникеев. Очерк истории татарского дворянства. С. 24.

28 ИТДМ. С. 170.

29 Герберштейн С. Записки о Московии. М., 1998. С. 114.

30 E.A. Bond, ed., *Russia at the Close of the Sixteenth Century: Comprising, the Treatise "Of the Russe Common Wealth," by Giles Fletcher, and the Travels of Sir Jerom Horsy, Now for the First Time Printed Entire from His Own Manuscript* (NY, 1967 [London, 1856]), p. 73.

31 Лебедев. Служилые иноземцы. С. 66.

日か 7 日でモスクワに送られる。(中略) 彼が国境に達したその日に彼にはモスクワまでの食費として現金が与えられる。モスクワでも到着したその日に食費用の現金を受け取るための証書が与えられる。(中略) また封地庁で大公が彼に 100, 200, 300, 400 チェトヴェルチ⁽³²⁾ の封地を与えた、という証書が彼に与えられる。外国人は自分自身で封地を探さねばならず、彼はあちこちで、誰か士族が相続人なしに死んだり戦争で殺されたということを聞きまわらねばならない。(中略) さらに彼には家財道具のためにいくらかの現金、衣服、ラシャと絹の服、何枚かの金貨、リスカクロテンの毛皮の裏地がついたカフタンが下賜される⁽³³⁾。

ツァーリへの勤務を希望する非正教徒は、国境に着いたときから食料を保証され、自ら所有者のいない封地を探さねばならないとはいえ封地を約束されたうえに、生活を立ち上げるための資金も支給されており、厚遇されていたと言えるだろう。イヴァン 4 世に仕える西欧人に対して十分な報酬が与えられていたことは、17 世紀初頭にロシアを訪れたスウェーデン人ペアッソン Peer Persson も証言している⁽³⁴⁾。

西方出身非正教徒に対する厚遇は、17 世紀も続いた。例えば 1615 年にツァーリに臣従したイギリス人アルテミー・アストン公には、高価な衣服と布地や毛皮、銀の盃、馬の他に、現金 100 ルーブルと、封地 1500 チェチ、年俸 200 ルーブルが定められている。同時にやってきた騎兵隊隊長 ротмистр ヤコヴ・ショウには毛皮、布地、銀の杯、馬のほか、現金 35 ルーブル、封地 700 チェチ、年俸 80 ルーブルが定められている⁽³⁵⁾。比較のために挙げておくと、1610-1712 年の軍人 служилые люди 115 人の平均年俸は 11 ルーブルである⁽³⁶⁾。1670 年代のモスクワに滞在し、記録を残したクールラント出身者のライテンフェルスも、西方出身非正教徒軍人がロシア人に比べて非常に多くの報酬を得ていたことを記録している⁽³⁷⁾。

ロシア政府は西方から非正教徒がロシアにやってくるのを待っていただけではなく、積極的に招来した。15 世紀後半から 16 世紀にかけて、ロシア政府は西欧で活発な職人募集活動を行っていたが、このとき軍人も同時に募集されることがあった⁽³⁸⁾。ボリス・ゴドノフ帝(在位 1598-1605)の西欧好きはよく知られているが、彼は 1601 年、ポーランドからスウェーデンに所有権が移ったリフランドの士族その他 35 人に対して、リフランドで彼らが有した封地の 2 倍の土地を約束して彼らをモスクワに呼び寄せ、高価な衣服や布地を与え、封地と年俸を定めている⁽³⁹⁾。

32 1 チェトヴェルチ (チェチ) = 0.546 ha.

33 Штаден Г. Записки немца-опричника. М., 2002. С. 80-81.

34 Исаак Масса. Петр Петрей. О начале войн и смут в Московии (История России и дома Романовых в мемуарах современников XVII-XX вв.). М., 1997. С. 268-269.

35 Акты о выездах в Россию иностранцев // Русская историческая библиотека. 1884. Т. 8. С. 114-116.

36 R. Hellie, *The Economy and Material Culture of Russia 1600-1725* (Chicago, 1999), p. 420.

37 Андрей Роде Августин Мейерберг. Самуэль Коллинс. Яков Рейтенфельс. Утверждение династии (История России и дома Романовых в мемуарах современников XVII-XX вв.). М., 1997. С. 332.

38 栗生沢猛夫「モスクワの外国人村」『小樽商科大学 人文研究』第 69 号、1985 年、4-7 頁。

39 Конрад Бусов. Арсений Елассонский. Элиас Геркман. «Новый летописец». Хроники смутного времени (История России и дома Романовых в мемуарах современников XVII-XX вв.). М., 1998. С. 21-27.

17 世紀前半の史料「ロシアへの外国人来訪者についての文書⁽⁴⁰⁾」には多くの非正教徒臣従者への封地の授与が記されており、また 1613-15 年の印璽庁 Печатный приказ の記録から、ヴォログダ、カシン、ウグリチ、ヤロスラヴリ、ロマノフ、ニジニ・ノヴゴロドなどに西方出身非正教徒の封地が確認できる⁽⁴¹⁾。17 世紀はじめには、西方出身非正教徒軍人はロシア軍人や軍務タタールと同様、封地を与えられることが珍しくなかったと考えてよいだろう。

これら西方出身の非正教徒軍人が封地を得ていた町は、軍務タタールの封地が多い場所でもあることが注意を引く。これは、第三節に述べる非正教徒に対する土地の所有権制限の影響だと考えられる。しかし 17 世紀後半になると、封地を有さず、俸給のみで生活する西方出身非正教徒が増加するのだが、これらの非正教徒も、モスクワ以外では多くがヤロスラヴリやカシモフ、ロマノフに土地を借りて居住しており、西方出身の非正教徒がタタール人から土地を借りることも珍しくなかった⁽⁴²⁾。西方出身の非正教徒のうち、モスクワ郊外のタタール人村⁽⁴³⁾に住んでいる者も見られる⁽⁴⁴⁾一方、「ドイツ人」村に少数のムスリムが居住していたことも明らかになっている⁽⁴⁵⁾。多民族化が進む上層階級とは反対に、非正教徒一般に対して閉鎖的だった当時のロシア社会が、東方と西方出身非正教徒を相互に近づけたといえるかもしれない。

東方と西方出身の非正教徒軍人を比較すると、人数は、第二節で詳述するように前者のほうが圧倒的に多い。15-16 世紀におけるロシア領の東方拡大に際して、非正教徒エリート層の多くが軍人としてロシアに取り込まれた結果である。待遇については、東方出身者のうちチングス・ハンの末裔や、東方諸国の支配者と近い関係を有している少数の貴族を例外とすれば、東方出身非正教徒軍人と封地を有するロシア人士族・小士族との間に大きな差異は認められないのに対し、西方出身非正教徒は上に見たように際立った厚遇を受けていた。これは、彼らが西欧の進んだ軍事技術・知識を有していたためである。特に 1630 年代にロシアに導入された西欧式の軍隊、新編成軍においては、西方出身者はなくてはならない重要な存在だった。

2. 軍隊における非正教徒

2-1. 新編成軍への寄与

モスクワ国家は長らく草原の遊牧民を主要な敵としてきたために、西欧の火薬革命に遅れをとった。西欧の軍隊では銃の発達により騎兵よりも歩兵に重要性が移りつつあったの

40 Акты о выездах в Россию иноземцев. 注 35 参照。なお、この表題における「外国人」はロシア領外からの臣従者を指す。

41 Лебедев. Служилые иноземцы. С. 93.

42 Лебедев. Служилые иноземцы. С. 110-112.

43 モスクワ郊外のタタール人村は、「ドイツ人」村など様々な西欧人の集まっていた村とは異なり、ずっと小規模で、外務庁で働く翻訳官・通訳官のためのものだった。1669 年の記録では、この村の中に 18 軒が確認でき、そのうちムスリムのものは半数である (Хайретдинов. Мусульманская община Москвы. С. 61)。位置については栗生沢「モスクワの外国人村」28 頁地図を参照。

44 Лебедев. Служилые иноземцы. С. 110.

45 栗生沢「モスクワの外国人村」16 頁。

に対し、ロシアでは 17 世紀に入ってもなお、軍の中心は士族や小士族からなる騎兵だった。ロシア軍の本格的な改革は、動乱期後、ポーランドによって奪われたスモレンスク奪回に向けた動きの中ではじめて実現し、西欧諸国から大量に募集された傭兵を中心とする西欧式軍隊、新編成軍が創設された⁽⁴⁶⁾。西方出身非正教徒は動乱期に激減していたが、スモレンスク戦争直前には彼らの数は動乱期はじめの水準にまで戻り、スモレンスク戦争(1632-34)の間には、6 千人以上という数を記録している⁽⁴⁷⁾。

動乱期後、ロシア各地に残っていた西方出身非正教徒軍人も、傭兵募集と同時期にモスクワに集められた。1632 年にはカザン庁が管轄していた様々な非正教徒が地方からモスクワに送られている⁽⁴⁸⁾。古くからロシアにいた西方出身非正教徒軍人は、最新の西欧の軍事技術・知識を有していなかったが、新傭兵とロシア人との通訳等、媒介者として重要性を増したようであり、彼らの俸給は跳ね上がっていることが確認される⁽⁴⁹⁾。

1630 年 4 月、政府は土地を持たないロシア人小士族に対し、2,000 人の新編成軍軍人募集を呼びかけるが、1630 年 9 月までに募集できたのは 60 人に満たなかった。そのためロシア政府は、タタール人、カザクなどを新編成軍に参加するように促す。この結果、1631 年 12 月までに 3,323 人が新編成軍に登録された⁽⁵⁰⁾。

スモレンスク戦争敗北後、1634 年 6 月 17 日には非正教徒傭兵に国外に去るよう命令が下され、多くの士官はロシアを去ったが、ロシア正教に改宗した一部の者は封地を与えられ、ロシアに残った⁽⁵¹⁾。

ロシア政府はこののち 1670 年代まで 2,000-3,000 人の傭兵を維持する⁽⁵²⁾。1639 年にブチブリの地方長官 *воевода* に対して政府は、ドイツ人とポーランド人の高位の軍人で永くロシアで働く意思がある者に対しては通過を認め、それ以外の非正教徒の入国は拒否するよう命じている⁽⁵³⁾。この命令には、技術的な面でも忠誠の面でも傭兵の質を高めたいという政府の意図が表れているが、1662-1663 年にやってきた士官の多くは以前士官を務めたことがなかった、という記述がスコットランド人傭兵パトリック・ゴードンの日記にあるように⁽⁵⁴⁾、ロシア政府が傭兵の質を厳しく問うことはなかったようである。

46 R. Hellie, *Enserfment and Military Change in Muscovy* (Chicago, 1971), pp. 151-170.

47 Hellie, *Enserfment and Military Change*, pp. 169-170; Лебедев, Служилые иноземцы. С. 213-214.

48 Лебедев, Служилые иноземцы. С. 188.

49 Лебедев, Служилые иноземцы. С. 105, 149.

50 Чернов А.В. Вооруженные силы Русского государства в XV-XVII вв. М., 1954. С. 135; Hellie, *Enserfment and Military Change*, p. 171. この 2 著作を含め、以前のロシア軍事史においては新編成軍成立当初、政府はロシア人を自発的に参加させることに失敗した、とされているが、外国人庁文書の研究の進展により、1632 年になると、かなりの数のロシア人が新編成軍に含まれていたこと (Лантева, Документы Иноземного Приказа. С. 120-121)、甲冑を装備した新編成軍の騎兵 (рейтар рейтер) は、歩兵 солдат や竜騎兵 драгун とは異なり、ロシア人軍人の間でも榮譽ある職と見なされるようになったこと (Лебедев, Служилые иноземцы. С. 123) が明らかになっている。

51 Hellie, *Enserfment and Military Change*, pp. 172-173.

52 Лебедев, Служилые иноземцы. С. 213-214. リージャーは 1640-1670 年のロシアにおける西方出身非正教徒士官の数を 4-7,000 と見積もっているが (Reger, "Baptizing Mars," p. 391)、ここではより多くの外国人庁の文書を史料として挙げている Лебедев に拠る。

53 Бородин, Иноземцы. С. 194.

54 Григорий Карпович Котошихин. Патрик Гордон. Ян Стрейс. Царь Алексей Михайлович. Москва и Европа (История России и дома Романовых в мемуарах современников XVII-XX вв.). М., 2000. С. 169.

しかし、西欧から来た傭兵がロシア軍において重要な地位を占めていたことは確かであり、1661-1663年モスクワに滞在した神聖ローマ皇帝の使節メイエルブルグは、1662年のロシア軍における西方出身非正教徒について「二人の将軍と二人の少将のほか、私は自分のメモに記した100人以上の〔西方出身〕外国人の大佐、多くの中佐と少佐、無数の大尉の名を挙げることができる」⁽⁵⁵⁾と記している。

他方で、新編成軍にロシア人を組み込む試みもスモレンスク戦争後続けられた。ロシア政府が1647年から10-20軒に一人という新たな徴兵制を導入したこともあり⁽⁵⁶⁾、17世紀後半にはいると新編成軍は順調に拡大し始める。新編成軍は、1663年には6万人、1681年には8万人を数えた⁽⁵⁷⁾。士官におけるロシア人の割合は1650年代には20%以下だが⁽⁵⁸⁾、ロシア人士官の数は徐々に増え、1679年には高位の軍人66人のうち、少なくとも42人が非正教徒という記録があり(63.6%)⁽⁵⁹⁾、1681-1682年にはロシア軍における非正教徒士官の割合は、10-15%にまで下がっている⁽⁶⁰⁾。なお、17世紀末における非正教徒士官の割合の低下は、ロシア人士官の急増によるものだけではなく、第四節で見るように、非正教徒士官の急減にもその原因がある。

ロシア軍における新編成軍の成立は、17世紀の末期にはロシア軍における騎兵と歩兵の割合の逆転をもたらした。1687-89年には、軍人112,902人のうち、騎兵52,277(46%)に対して歩兵60,625(54%)と、歩兵の数が騎兵をしのぐようになる⁽⁶¹⁾。1696年には954人の非正教徒士官がロシアにいたことが明らかだが、このうち213人が騎兵隊、723人が歩兵隊に所属していた⁽⁶²⁾。軍隊における騎兵の必要性の低下は、言葉をかえればロシア社会における士族・小士族の需要の低下であり、これは新編成軍成立がロシア社会に与えた最も大きな影響のひとつであろう。

2-2. 士族・小士族層の没落と軍務タタールの地位

スモレンスク戦争以後、非正教徒のうち西方出身者の軍隊における地位は新編成軍の設立に伴い高くなったと言ってもよいだろう。1620年代に経済的に困窮していた傭兵たちの大部分が、スモレンスク戦争を挟んで待遇を改善されたこと⁽⁶³⁾はそれをはっきり示している。

一方、新編成軍の設立によって地位を落としたのは、上述のように旧軍の要であった士族・小士族層である。1651年のロシアにおける軍人の数は、従者を除いて133,210人であり、士族、小士族が39,408人(30%)、銃兵隊44,486(33.5%)、カザク21,124(15.5%)、竜騎兵8,107(6%)、タタール人9,913(6.5%)、ウクライナ人2,371(2%)、砲兵4,245

55 *Роль и др. Утверждение династии. С. 159.* 引用文中における〔 〕は筆者による補足。以下同様。

56 Hellie, *Enserfment and Military Change*, p. 189.

57 Hellie, *Enserfment and Military Change*, p. 200.

58 Hellie, *Enserfment and Military Change*, p. 192.

59 Kappeler, *Rußland als Vielvölkerreich*, p. 112.

60 Чернов. Вооруженные силы. С. 150.

61 Чернов. Вооруженные силы. С. 195.

62 Hellie, *Enserfment and Military Change*, p. 232.

63 Лебедев. Служилые иноземцы. С. 94-95.

(3%)、外国人 2,707 (2%)、残りが辺境勤務についていた⁽⁶⁴⁾。1650 年代前半は、士族・小士族層が最も多かった時期だが、この時期に彼らのうちで新編成軍に参加していたのは 4.5% のみだった⁽⁶⁵⁾。この層は、完全に新編成軍という時代の波に乗り遅れた。ロシア政府が 17 世紀後半以降、様々な法令を出して士族・小士族層の新編成軍への参加を促した結果、1672 年には新編成軍に属するこの層の割合は 50.3% (19,003/37,859) まで上昇し、残り 40% が辺境勤務、10% のみが旧軍に所属、という状態になっており⁽⁶⁶⁾、17 世紀最後の四半世紀には、彼らも新編成軍に取り込まれてはいる。しかし、アメリカのロシア社会史研究者ヘリーが「13 年戦争が終わるころ [すなわち 1667 年ごろ] には封地を有する軍人の歴史的使命は終了した」⁽⁶⁷⁾ と的確に述べているように、17 世紀半ばまで国家勤務の中心的な役割を担っていた士族・小士族層は、17 世紀末には軍人階層として特別に有していた重要性を失った。



図 防衛線とその周辺

これについては、上述した軍隊における騎兵と歩兵の重要性の逆転という現象のほかにも様々な理由が考えられるが、主要なものとしては、南方防衛線の確立が挙げられる。クリム・タタールに南方国境を脅かされ、甚大な被害を受けていたロシア政府は、動乱期までにはリャザン、トゥラからオカ川上流を結ぶ線に沿って逆茂木（ザセーカ）や土塁による防衛線をつくりあげ、南部へのロシア人殖民を行い、次々と町を建てていった。これらの町々や要塞で辺境勤務についていたのは、地方のコサック、小士族、タタール人、チュヴァシ人、モルドヴァ人など中下層の軍人だった⁽⁶⁸⁾。

64 Чернов. Вооруженные силы. С. 167. ここにおける外国人とは、タタール人などロシア領内の諸民族を含まない、大部分が西方出身のロシア領外出身者を指す。なお、軍隊編成の構成員分類は出典文献に拠る。

65 Hellie, *Enserfment and Military Change*, p. 214.

66 Hellie, *Enserfment and Military Change*, p. 219.

67 Hellie, *Enserfment and Military Change*, p. 218.

68 Hellie, *Enserfment and Military Change*, p. 177.

17 世紀初頭、南方国境は政府の注意を引かなかったが、1630 年代はじめ、スモレンスク戦争のために辺境勤務の軍人を 12,000 から 5,000 に削減した途端にクリム・タタールの攻撃が始まり、政府は南方国境防御の必要性を痛感する⁽⁶⁹⁾。

ロシア政府はスモレンスク戦争後の 1635 年、これまでの防衛線よりはるか南に、ハリコフ、オストログジュスク、タムボフを結ぶベルゴロド防衛線の建設に着手する。1640 年代から 50 年代にかけてはベルゴロド防衛線の東に、タムボフからサランスクを通してシムビルスクを結ぶシムビルスク防衛線を、1680 年代にはベルゴロド防衛線のさらに南にイジュム防衛線を建設した。ホダルコフスキーが近著で論じているように、近代兵器と草原における防衛線は、18 世紀までにロシアが草原社会に対して圧倒的に有利になった要因であり⁽⁷⁰⁾、これらの防衛線の完成後、遊牧民によるロシア中心部への攻撃は止んだ。防衛線による防衛力の向上に、要塞における一般住民の辺境勤務への参加という要因が加わり、17 世紀後半には辺境勤務に要する軍人の数が減少した⁽⁷¹⁾。ロシア政府が 1653 年に防衛線への士族からなる騎兵隊派遣を中止し、代わりに新編成軍の歩兵を徴兵していることは、新たな防衛線の有効性ととともに、士族層の需要低下をまっしかりと表している⁽⁷²⁾。

士族・小士族層と同じく封地を有し、騎兵として活躍していた軍務タタールは、先に記したように最初期、1630 年から新編成軍に組み込まれていた。また、1669-1696 年にベンザ地方では数多くのタタール人とモルドヴァ人軍人がレイタル（新編成軍の騎兵）や歩兵という新編成軍の一員として登録されており⁽⁷³⁾、17 世紀後半においても、東方諸民族が新編成軍の構成員となっていたことは確実である。新編成軍の内部でも、テムニコフのレイタル部隊のようにタタール人エリートから成る隊も存在した⁽⁷⁴⁾。

しかし、スモレンスク戦争（1632-1634）までは軍隊の構成要素として「タタール人とモルドヴァ人」「タタール人、チェレミス人、チュヴァシ人」等、東方出身非正教徒がロシア人と分けて記録されており、彼らはロシア軍の中で 10% 前後を占める特別な存在だったのだが⁽⁷⁵⁾、17 世紀後半に入るとタタール人等、東方系の非正教徒の民族名が軍隊の要素としては記録されなくなる。かわりに、チェルカスと記されるウクライナ人が登場し、ロシア軍のなかで一定の割合を占めるようになってくる。優れた前近代ロシア軍事史を記したチェルノフが 17 世紀後半のロシア軍について「軍の構成要素のうち、古い軍人であるカザクやタタール人、[ロシア領外出身の] 外国人は、新編成軍に飲み込まれ、或いは、地方都市での勤務に就かされた。軍隊はその構成においてより均質になった」⁽⁷⁶⁾と述べていることから分かるように、17 世紀後半のロシアにおける軍務タタールは、イヴァン 4 世時代のような、有能な軍人としての特別な価値を有していなかった。

69 Hellie, *Enserfment and Military Change*, p. 177.

70 Khodarkovsky, *Russia's Steppe Frontier*, pp. 21, 223.

71 Hellie, *Enserfment and Military Change*, p. 178.

72 Hellie, *Enserfment and Military Change*, pp. 174-180, 213; Панков А.И. Эволюция вооруженных сил юга России (16-18 вв.) // Куликово поле: вопросы историко-культурного наследия. Тула, 2000. С. 337-338.

73 Десятни Пензенского края (1669-1696). СПб., 1897.

74 Еникеев. Очерк истории татарского дворянства. С. 66.

75 Чернов. Вооруженные силы. С. 167; Hellie, *Enserfment and Military Change*, p. 267; Макаров. Самодержавие и христианизация. С. 94.

76 Чернов. Вооруженные силы. С. 185.

新編成軍が軍の主体となっていくなかで、指導的役割を果たした西方出身非正教徒とは異なり、軍務タタールを中心とする東方諸民族の軍人の立場は、ロシア人士族・小士族と並行して低下していったと考えられる。17 世紀後半のロシア軍においては、西方出身者の地位は上がり、東方諸民族の地位は下がったと言ってよいだろう。

3. 非正教徒エリートに対する財産の所有権制限

封地を有した非正教徒エリートの法的な地位は、法における彼らへの言及の分析から判断すると、例えば、1649 年法典 16 章 30 条がツァーリの全ての軍人（士族、小士族、非正教徒）の遺族に等しく年金を割り当てている⁽⁷⁷⁾ ことなどから、ロシア士族に準ずるものだったと考えられている⁽⁷⁸⁾。

しかしながら、3つの点で非正教徒エリートの権利はロシア士族と比べて著しく制限されていた。第一が土地の所有権制限、第二が従僕所有の制限、第三が信仰に関する権利の制限である。本節では第一と第二の点について考察する。

以下の考察で主な史料とする非正教徒政策に関する法令については、一覧表を本稿末尾に付し、年代順に番号をつけた。ロシアの法令は、1649 年法典のように法典に編纂されたものと、ツァーリの個々の命令の積み重ねとの二重構造になっており、後者については膨大な行政文書の中からその情報を逐一抽出せねばならない。本稿末尾の表に、筆者の見落としによる不足がある可能性はもちろんあるのだが、さらに、近年とみに盛んになっている 17 世紀ロシアの行政文書研究の進展によって、今後この表に加えるべき新たな法令が発見される可能性が非常に高い。その意味で、この一覧も法令についての以下の考察も暫定的なものだが、ここに挙げた法令のみからでも、非正教徒政策の大きな流れを捉えることは可能とみなし、論を進める。

3-1. 土地の所有権制限

モスクワ国家では、実効性は薄いにせよ、16 世紀末から 17 世紀前半にかけて、土地所有者の間での土地の交換・譲渡を制限する動きがあった。政府はできるだけ封地の所有者をその土地で勤務する者に限定しようとした。1575/76 (7084) 年に出された法令が、小士族に対して勤務地における封地の授与を定めたのを始め⁽⁷⁹⁾、この動きは地方軍人の封地をモスクワの軍人に与えたり、彼らの間で封地と相続領を交換することを禁ずる 1639 年 6 月 29 日の法令によって一般化されている⁽⁸⁰⁾。

このような一般的な土地所有権制限の動きのなかで、非正教徒はロシア人より厳しく土地の所有権を制限されるようになってくる。ロシア政府はまず、非正教徒とロシア人の封地を別々のカテゴリーに分け、次に非正教徒とロシア人との土地取引を禁じていく。

77 СУ.С. 77.

78 Бородин. Иноземцы. С. 198.

79 ЗАРГ. Тексты. № 39. С. 57.

80 ЗАРГ. Тексты. № 271. С. 190; Люткина Ю. Государство, церковь и формирование статуса патриарших дворян и детей боярских в XVII веке // Сословия и государственная власть в России. XV-середина XIX вв. Международная конференция-Чтения памяти акад. Л.В. Черепнина. Ч. I. М., 1994. С. 299-300.

動乱直後の1613年には、非正教徒の封地は非正教徒以外には渡さない、という法令が出され(表 №1)、さらにこの法令は1615/16 (7124) 年の法令によって確認される(表 №3)。

法的にはロシア人エリート層に所有権がある封地を、実質的に所有しているタタール人とモルドヴァ人の問題に言及した1615年7月2日の法令は、今後小士族の封地をタタール人に与えず、タタール人の土地を小士族に与えない、と定めるとともに⁽⁸¹⁾、その土地に居住するタタール人とモルドヴァ人の土地所有権を認めた(表 №2)。この法令が1613年の法令と大きく異なる点は、非正教徒の土地をロシア人に与えないだけではなく、小士族の土地をタタール人に与えない、と、土地の逆の流れをも禁じている点である。

1619年8月18日には、ニジニ・ノヴゴロドに封地を有する士族・小士族たちが、自分たちの封地を没収して非正教徒に与えるのをやめてほしいと嘆願した。これに対して政府は、上記の1615/16 (7124) 年の法令発令以後に小士族の手に渡った非正教徒の封地に限って、小士族から没収して非正教徒のものとするとし、以後、非正教徒の封地は非正教徒以外には渡さない、と1613年の法令を確認している(表 №4)。この法令は、政府が士族・小士族に配慮しながらも、断固として非正教徒の封地を確保しようとしていたことを示している。

1630年になると政府は非正教徒に対して、非正教徒同士でも、ロシア人との間でも封地・相続領の取引を禁じた。ただし、外国人庁で特別に裁可された場合には、非正教徒同士の土地の交換は許可された(表 №8)。

しかし、これらの法令は、何度も繰り返し出されていることから分かるように、厳格には守られなかったようであり、1635年には、

アルザマスの「ミールザーとタタール人⁽⁸²⁾」が、君主への勤務につきたがらず、自らの封地や相続領をモスクワやその他の士族や小士族、あらゆる階層の人々に売ったり、質に入れたり、長年にわたって貸し出したりしている。そして、これらのタタール人たちは、カザンやスヴィヤシスク、カザンの近郊に住むために去り、彼らはタタール人やチェレミス人の村に住んでいる。しかし、君主の命令によると、モスクワやその他の町の士族や小士族、あらゆる身分の人々は、タタール人の土地を買ったり、質にとったり、交換したり、譲渡されたりしてはいけないことになっている⁽⁸³⁾。

という内容の嘆願書を、被告訴者と同郷・同族のアルザマスの「ミールザーとタタール人」が提出している。この嘆願書は、17世紀のロシアに特徴的な士族・小士族層の軍務忌避の動きが軍務タタールにも広がっていたことを明らかにしており、軍務タタールの勤務の実態という点からも重要だが、この訴えに対して政府は、あらゆる人々に対して「ミール

81 この種の法令はこの年初めて出されたものではなく、いつからかは定かでないが、以前から存在していた(Описание документов и бумаг, хранящихся в московском архиве Министерства юстиции, Кн. 6. М., 1889. С. 176)。

82 16-17世紀のロシア史料においては「ミールザーとタタール人」という表現が頻繁に使用されている。この熟語が指す厳密な範囲を明らかにするのは今後の課題であるが、おおまかに言えば、軍務タタールを指していると考えられる。

83 ЗАРГ. Тексты. №224. С. 165.

ザーとタタール人」]との土地の取引を禁じ、法令違反者に対する罰を命じている(表 №9)。この法令には、軍務の遂行に必要な封地を確保するという、軍務タタールに対して保護的な側面がある一方⁽⁸⁴⁾、軍務タタールの封地の所有権を制限することによって、軍務忌避の動きに対抗するという面も存在する。

また、非正教徒は封地以外に、住居の場所も制限されていた。1635年にはロシア人に対して、モスクワ中心部のキタイゴロドの屋敷を非正教徒、書記官補、その他の地位の低い人々に売ってはならない、という法令が出されており(表 №10)、非正教徒はたとえ身分が高い人物であってもモスクワ中心部から遠ざけられた。さらに1643年には、「ドイツ人」による正教徒への宗教的な悪影響を訴える聖職者の嘆願に応じて、「ドイツ人」に対し、モスクワ中心部とその周辺の村々におけるロシア人との邸宅・宅地の取引が禁止された(表 №12)。

非正教徒に対して土地の所有権を制限するこれらの法令は、1649年法典で概ね確認されているが⁽⁸⁵⁾、大きく異なる点を挙げると、第一に、1613年の法令(表 №1)に、16章14条で「ロシア人の封地は外国人には与えない」という一文が加えられ、1615年の法令(表 №2)でタタール人のみが対象にされていた制限が非正教徒全体に広げられている⁽⁸⁶⁾。第二に、それまでは非正教徒とロシア人の土地取引全てが禁じられていたが、16章43条で全てのロシア人に対してタタール人・モルドヴァ人・チュヴァシ人・チェレミス人・ヴォチャク人・バシキール人とのあらゆる土地取引が改めて禁止された⁽⁸⁷⁾一方で、その他の非正教徒とは封地の交換が認められた⁽⁸⁸⁾。

ほかにこれまでの法令と異なる点を挙げると、まず、「ドイツ人」の宅地・家屋の所有制限について、新たに罰則として、「ドイツ人」に家屋や宅地を売った者は君主の失寵を蒙ると定められている⁽⁸⁹⁾。次に、1615年7月2日付けの法令(表 №2)で認められていた、法的根拠なく実質的にロシア人の封地に居住し、土地用益税 *оброк* を支払っているタタール人とモルドヴァ人の土地所有権を、16章42条は否定し、その土地についてロシア人が嘆願した場合は、ロシア人に封地として与えると定めている⁽⁹⁰⁾。また、16章45条では、「ミールザーとタタール人」に、正教徒との封地の取引のほか、封地の遺棄と軍務の放棄を禁じ、違反者に対しては君主の定める罰が、また、逃亡した「ミールザーとタタール人」を匿った者に対しても、厳しい罰が定められている⁽⁹¹⁾。

84 ヘリーは、非正教徒の封地を非正教徒内部でのみ循環させる17世紀前半のロシア政府の政策を、当時のロシアの外国人排斥の雰囲気と結びつけ、非正教徒の封地拡大を制限するために採られたと考えているが⁸ (Helle, *Enserfment and Military Change*, pp. 55-56)、一旦ロシア人に与えられた非正教徒の土地の返還を命じる1619年の法令(表 №4)など一連の法令をみると、非正教徒の封地拡大を制限するためというより、非正教徒の封地を確保するために出されたと考えerるほうが適切と考えられる。

85 1649年法典16章14、41、43、45条(CY.C. 75, 78, 79)。

86 CY.C. 75.

87 CY.C. 78.

88 Описание документов и бумаг. С. 175; Маньков А.Г. Уложение 1649 года: Кодекс феодального права России (Издание второе, исправленное). М., 2003. С. 89. 非正教徒とロシア人の封地交換の許可は、1649年法典が出された直後、1649年4月30日に確認する法令が出されている(表 №16)。

89 19章40条(CY.C. 103)。

90 CY.C. 78. なお、軍事勤務するタタール人とモルドヴァ人については1649年法典においても実質的に所有している土地の所有権が認められている。

91 CY.C. 79.

1649年法典では一般に、封地に対する所有権の制限が緩和された。封地の交換が容易になり、封地と相続領との交換も認められた⁽⁹²⁾。しかし、沿ヴォルガ地域の非正教徒の土地所有権の制限は、例外的に厳しくなっている。この理由はいろいろ考えられるが、おそらく最も大きな要因は、この地域の非正教徒から得られる国税やヤサク税の確保だったと考えられる。

1649年法典が発効した2年後、非正教徒の封地所有権は大きく変化する。1651年、非正教徒による封地・相続領の所有が禁止されるのである⁽⁹³⁾。17世紀半ばにロシアに滞在したドイツ人オレアリウスによれば、スコットランド人傭兵レスリーの妻、アンナの正教農民迫害事件をきっかけに、正教徒農民に対する非正教徒の悪影響を訴える聖職者の主張に従って、政府は非正教徒に土地を所有することを禁じた⁽⁹⁴⁾。1652年にはレスリーの封地が没収されており⁽⁹⁵⁾、1653年9月にはアルザマス地方で、正教徒農民迫害を理由に非改宗の「ドイツ人」の封地と相続領を没収するようという命令が出されている(表 №23)。

この法令の発令後も、君主への嘆願によって非正教徒にとどまったままで封地を維持した者もいたが⁽⁹⁶⁾、多くの非正教徒には、ロシア正教に改宗してロシア人となり封地を維持するか、改宗せずに封地を失うかの二者択一が迫られた⁽⁹⁷⁾。

この時土地の所有を禁止された対象に、軍務タタールが含まれていたかどうかははっきりしない。というのは1652年、軍隊に新たに登録するタタール人に対し、ロシア人と同様に封地と俸給を与えることを保証した法令が出されており(表 №21)、また、ロマノフのタタール人の封地の一部を恩賞として相続領に転化する1672年の法令(表 №27)も存在するからである。実際に1651年以降も封地を有する軍務タタールが数多くいたことは様々な文書から明らかになっている⁽⁹⁸⁾。

しかしながら、1660年代終わりから1670年代にかけては沿ヴォルガ地域での軍人の封地授与に関する命令に、例外はあるもののタタール人への言及が見られなくなることや⁽⁹⁹⁾、1675年の、改宗しなかったために没収された土地について、改宗後に返還を求める「ミールザーとタタール人」に関する法令(表 №30)からは、遅くとも1670年代には多くの軍務タタールの土地が没収されていたと推定できる。

おそらくは非正教徒の土地所有禁止に関連して、非正教徒所有の土地を正教徒の手に移すために、1653年には非正教徒に対し、ロシア人へのみ相続領の売却を許可する法令が

92 Маньков А.Г. Уложение 1649 года. С. 88-89.

93 Лебедев. Служилые иноземцы. С. 116.

94 S.H. Baron, trs. and ed., *The Travels of Olearius in Seventeenth-century Russia* (Stanford, 1967), pp. 244-245.

95 «Иноземцам вотчины продавать...» Дело Поместного приказа о наследовании вотчины Ю.Ю. Абрамова. 1676-1678 годы. Публикацию подготовила Т.А. Лаптева // Исторический архив. 1994. № 1. С. 208.

96 «Иноземцам вотчины продавать...». С. 208.

97 «Иноземцам вотчины продавать...». С. 209-218; Reger, "Baptizing Mars," p. 410.

98 例えば1662年には軍務タタール Байгильдей Тянтиков がカザン地方に封地を与えられており(Малов Е. (ред.) Древняя грамоты и разные документы (Материалы для истории Казанской епархии). Казань, 1902. С. 20-21)、また、ДМИМには封地を有した多くのタタール人、モルドヴァ人が記録されている(例えば Т. 1. Ч. 1. С. 327, Т. 1. Ч. 2. С. 262, 272)。

99 ПСЗ. Т. 1. № 450. С. 721; ПСЗ. Т. 1. № 615. С. 979-987; Ногманов. Татары Среднего Поволжья. С. 52-53.

出されている（表 №24）。これまでも、非正教徒の未亡人や未婚女性の扶養地を正教徒の所有に移す問題については、その制限が順次緩められ、非正教徒から正教徒への土地の所有権の移動を強める動きがあったが⁽¹⁰⁰⁾、1653 年の法令によって、この流れは決定的になった。

17 世紀前半の非正教徒エリートに対する封地取引制限が、非正教徒エリートにとって保護だったのか、圧力だったのかは微妙なところである。ロシア政府は非正教徒軍人の封地を保全し、彼らの軍務忌避を防止しようとしたわけだが、非正教徒にとってはこの一連の法令は経済的な束縛となったに違いない。17 世紀の半ばまでに多くの軍務タタールは農民も水呑百姓も有さなない貧しい軍人となっており⁽¹⁰¹⁾、またスモレンスク戦争以前は西方出身の非正教徒も経済的に苦しい生活を送っていたからである⁽¹⁰²⁾。17 世紀後半の土地所有禁止は、明らかに非正教徒エリートに対する改宗圧力であり、後述するようにこれらの法令により非正教徒の改宗が促進された。

3-2. 従僕の所有制限

ロシアにおいてはキエフ時代からピョートル大帝時代に至るまで奴隷（ホロープ）制度が存在した。奴隷は法律によって守られる財産をもたず、勤務を行うことも国家に税を納めることもしない、私人の家内奉公を勤める存在だった。彼らが上層階級の日常生活で重要な役割を果たしていたことは言うまでもないが、封地所有者には戦地へ従者を帯同することが義務付けられており⁽¹⁰³⁾、多くの場合、奴隷が軍人の従者の役割を果たした。ロシアの上層階級にとって奴隷は不可欠な存在だったといっても過言ではない。このような状況の中で非正教徒は、奴隷を含めた正教徒従僕の所有を制限されていた。

イヴァン 4 世の治世には、非正教徒は正教徒の従僕を雇うことができたが、非正教徒が正教徒の従僕に、正教で定められた斎戒の日に肉を食べさせることは禁じられていた⁽¹⁰⁴⁾。フョードル 1 世（在位 1584-98）はカザンの府主教ゲルモゲンから、タタール人のもとに住むロシア人はタタール人の宗教に、「ドイツ人」のもとに住むロシア人はルーテル派に改宗している、という報告を受けた後、カザン地方の地方長官への 1593 年の命令書の中で、タタール人や「ドイツ人」のもとに債務や自由意志で留まっているロシア人を、全てタタール人と「ドイツ人」のもとから引き離すように、またタタール人や「ドイツ人」が今後ロ

100 封地所有者の妻子や母には、封地所有者が死亡した場合に、封地の一部を扶養地として相続する権利が定められていた。扶養地を所有する非正教徒の未亡人や娘が、正教に改宗して正教徒と結婚する場合、一般の正教徒同士の結婚の場合のように、扶養地を結婚相手の所有に移すことを許可すると、もともと非正教徒の封地だった土地が、正教徒の所有に移ることになってしまう。このため政府は、非正教徒の扶養地の所有権を制限していたが（表 №11）、1649 年法典 16 章 18 条（表 №15）、1651 年の法令（表 №18）と、徐々にその制限を緩めていった。非正教徒の扶養地を正教徒の所有に移す例は ПСЗ. Т. 2. № 700 (1677 年). С. 129 にも見られる。

101 例えば 1646 年の税務台帳によると、スヴィヤシスク地方には 498 人の封地を所有するタタール人がいたが、そのうち 378 人は農民を有さず、カザン地方では 619 家族のうち、449 家族が農民も水呑百姓も有していなかった（История Татарской АССР. Казань, 1968. С. 114）。

102 Лебедев. Служилые иноземцы. С. 94-95.

103 1556 年の法令で、相続領・封地所有者には、100 チェチにつき鎧冑をつけた騎馬兵士一人と二頭の馬を戦時に提供することが義務付けられた（Чернов. Вооруженные силы. С. 58）。

104 Штаден. Записки немца-опричника. С. 84.

シア人を所有したり、ロシア人に金を貸し「彼らを債務奴隷にし」たりしないように彼らに命じよ、という指令を出している⁽¹⁰⁵⁾。

1622年にメシチョーラ地方の地方長官に対して発せられた命令では、自分の意志でタタール人の従属下に住むロシア人とロシア正教に改宗したラトヴィア人について、彼らがタタール人の屋敷に住むことと、タタール人が彼らを軍務に帯同することを禁じている。「これはひとえにタタール人がロシア人を絶対にイスラームに改宗させないようにするためであり、キリストの正教の信仰を侮辱しないためである」(表 №5)。

また、1624年にカシモフに赴く新任の地方長官に対して、軍務タタールのもとにその意思に反してロシア人が住むことの無いように、また、ムスリムの屋敷でイスラーム化されたロシア人奴隷を探し出して、ロシア人ポサード民の誰かの所有に移すようにという命令が出されており(表 №6)、正教徒のイスラーム化を阻止しようとする政府の強い意図が窺える。

ロシア政府による危惧はある程度根拠のあるものだった。カシモフの地方長官の報告によれば、カシモフ皇国の君主アルスラン・ハン(在位 1614-1626)は、ときに新受洗者に棄教を強要していた⁽¹⁰⁶⁾。また、1621年にはヴラヂミルのタタール人翻訳官 переводчик に仕える正教徒と新受洗者が、主人からロシア正教の棄教を迫られていることを政府に訴え、主人のもとからの解放を嘆願している⁽¹⁰⁷⁾。もっとも、後者の例については無償の解放を企んで奴隷が虚偽の訴えをした可能性もある。オレアリウスが17世紀ロシアにおける虚偽の証言の多さに言及しているように⁽¹⁰⁸⁾、この時代の訴訟記録の中では、原告と被告の主張が事実認識の時点で完全に食い違っていることが少なくない。

1622年の法令(表 №5)はタタール人を対象としたものだったが、1627/28(7136)年には、すべての非正教徒の屋敷から正教徒を没収し、「キリスト教徒に侮辱がないように、また、彼らが懺悔式なしに死ぬことがないように」非正教徒が自分の屋敷に正教徒を所有することを禁じる法令が出されている(表 №7)。

上述のようにロシアではこの時代、土地所有者は軍役に参加する場合に従者を帯同することになっており、非正教徒エリートにとって正教徒の所有禁止は大きな痛手だったと考えられる。モスクワ周辺のムスリムについての記録「タタール文書」の中から明らかになる578名の改宗者のうち、1621/22(7130)-1622/23(7131)年には38人、1627/28(7136)-1628/29(7137)年に54人というある程度まとまった数の改宗者が見られるのは⁽¹⁰⁹⁾、おそらくはこの禁令の影響であろう。

しかし、この法令は厳格には施行されなかったようであり、その後もこの問題に関する報告書が政府に提出されている。例えば、上述した1643年の正教会聖職者による「ドイツ人」に対する訴えの中でも、「ドイツ人」たちは自分の屋敷内にロシア人を所有し、多くの侮辱を与えていると述べられており⁽¹¹⁰⁾、また、1647年1月にはヤロスラヴリのタター

105 Акты археографической экспедиции. СПб., 1836. Т. 1. № 358. С. 438-439.

106 Беляков А.В. Касимовский царь Араслан Алеевич и православное население его удела // Тюркологический сборник 2002: Россия и тюркский мир. М., 2003. С. 192.

107 РГАДА, ф. 131, оп. 1, 1621 г., д. 15.

108 Baron, *The Travels of Olearius*, p. 134.

109 拙稿「17世紀ロシアにおけるムスリム・エリート」65頁。

110 ЗАРГ. Тексты. № 296. С. 204.

ル人のもとに債務奴隷として住んでいるロシア人の少女について、ロマノフの地方長官が政府に報告し、その報告に対して政府は、少女をタタール人のもとから引き離すように、という命令を出している⁽¹¹¹⁾。

非正教徒は正教徒の所有を禁じられていたのであり、非正教徒を所有することは許可されていた。しかし非正教徒の従僕には、上述の法令を利用し、ロシア正教改宗という手段によって主人のもとから逃れる手段が残されていた。

まさにこの手段が用いられたケースが 1648 年にみられる。モスクワ在住のあるオランダ商人は、非正教徒が正教徒を所有してはならないという禁令を守ってドン・カザクから二人のノガイ・オルダ出身のタタール人を購入し、奴隷庁に登録して合法的に奴隷を得た。この二人のタタール人は正教への改宗を望むが、主人のオランダ商人は彼らに改宗を許さなかった。しかし、彼らは屋敷を抜け出し正教に改宗する。オランダ商人は政府に、二人の奴隷を自分のもとに返してくれるように嘆願するが、政府からの回答は、改宗したタタール人を非正教徒が所有することはできない、というものだった⁽¹¹²⁾。この文書には、購入されたタタール人が改宗に必須である修道院での学習を受けることは法によって禁じられている、という文言がある⁽¹¹³⁾。また、1622 年の法令（表 №5）も、ラトヴィア人捕虜に対して、タタール人の主人から自由になる目的での正教改宗を禁じている⁽¹¹⁴⁾ので、政府はこの時点では奴隷の正教改宗を建前上禁じていた可能性が高い。しかし、このケースのように、主人のもとから抜け出して洗礼の儀式を済ませ、正教徒になって自由を得る奴隷が存在したことも確かである。

非正教徒による正教徒所有を禁止するこれらの法令は、1649 年法典 20 章 70 条で再確認されている。この条項は、債務によっても自由意志によっても正教徒が非正教徒に仕えることを禁じ、この禁を破って非正教徒の屋敷内で仕えるロシア人には「今後二度とそのようなことをしないように、厳しい罰を課す」と定めている⁽¹¹⁵⁾。

1649 年法典 20 章 71 条では、非正教徒に仕える非正教徒のロシア正教受洗について定められている。非正教徒奴隷が洗礼を希望して君主に嘆願する場合、非正教徒奴隷を主人のもとから没収して洗礼を受けさせること、非正教徒の主人は奴隷一人の代償として 15 ループリを奴隷自身から受け取ることが定められた⁽¹¹⁶⁾。1649 年法典では証文に記される債務奴隷の身売り金が 3 ルーブルと定められており⁽¹¹⁷⁾、非正教徒の正教受容による解放の代償は非常に高く設定されていたと言ってよいだろう。この条項によって政府が非正教徒従僕のロシア正教受容による解放を特に促進したとは考えられない。

土地と従僕の所有を制限する法令が次々と出されたことによって、ムスリムであれカトリック・プロテスタント信徒であれ、17 世紀前半のロシアにおいては非正教徒であることのデメリットが増加していった。ここに挙げた非正教徒の権利の制限を命ずる法令は、ロシア政府の行政能力の限界のため、徹底して施行されたわけではなく、非正教徒がこれ

111 РГАДА, ф. 131, оп. 1, 1647 г., д. 6, л. 69, 70.

112 РГАДА, ф. 131, оп. 1, 1648 г., д. 58, л. 1-11.

113 РГАДА, ф. 131, оп. 1, 1648 г., д. 58, л. 11.

114 ЗАРГ. Тексты. № 119. С. 113.

115 СУ. С. 111.

116 СУ. С. 111-112.

117 20 章 19 条. СУ. С. 105.

らの法の目をかいくぐることは不可能ではなかったと考えられるが、非正教徒はこれらのデメリットをロシア正教への改宗という手段によって合法的になくすことが可能だった。

4. 宗教政策

4-1. ロシアにおける宗教的寛容

ロシア正教会はロシア人の精神生活のよりどころであって、ロシア国内で宣教を唯一許されていた宗教団体であり、特権的な地位を有していた。しかしロシア正教会の国内における他宗教に対する影響は、聖職者による布教だけに限定されていた。ロシア正教会がツァーリへの影響力を行使して大きな政治力を持ったとはいえ、非正教の信仰がどの程度法的に許容されるのか、迫害されるのかを最終的に決定するのは、教会ではなく国家だった⁽¹¹⁸⁾。

非正教徒が増加する16世紀後半から17世紀はじめにかけて、ロシア政府は非正教徒に対して一般に宗教的に寛容な政策を採っていた。シュターデンは「外国人は、だれであれ信教の自由を有する」⁽¹¹⁹⁾と述べており、オレアリウスも、モスクワの人々がカトリック信徒とユダヤ人以外の他民族に対して寛容だったと記している⁽¹²⁰⁾。

ここで言う宗教的寛容とは、全ての宗教の信徒に平等な権利が与えられていたということの意味するわけではなく、17世紀のロシアではユダヤ人、カトリックと合同教会信徒に対する圧力や迫害は存在した。しかし、それでも宗教戦争が吹き荒れていた西欧に比べれば17世紀のロシアは非ロシア正教に対して寛容だったと言ってよいだろう。ロシアにおける宗教的寛容の要素は、ロシア国内での非正教宗教施設・聖職者の存在の容認と、ロシア正教への強制改宗の禁止の二つに分けられる。

プロテスタントの教会は、基本的に鐘をつけることが禁じられており、また、石造の教会建設には特別な許可が必要という制限があったが、モスクワにその存在が1575-1576年から、常任牧師は1580年代末以降に認められる⁽¹²¹⁾。イヴァン4世治世や動乱期など、ときに教会が破壊されたことはあるものの、モスクワのプロテスタント教会はすぐに再建されている。モスクワ以外にもプロテスタントの教会や牧師の存在がニジニ・ノヴゴロド、アルハンゲリスク、アストラハン、トボリスク、カザン、トゥラなど各地に確認できる⁽¹²²⁾。1652年にモスクワにおける「ドイツ人」の居住が新外国人村の中に制限されて以降、新外国人村の中ではプロテスタント信徒たちは信仰の自由を享受していた⁽¹²³⁾。

これに対してカトリック教会の建設は許されず、常任神父もロシア政府によって拒否されていたために、動乱期の反カトリック感情が弱まった1630年代から徐々にモスクワに流入したカトリック信徒たちは、外交使節に付随してロシアにやってくる神父か、プロテ

118 R.P. Geraci and M. Khodarkovsky, eds., *Of Religion and Empire: Missions, Conversion, and Tolerance in Tsarist Russia* (Ithaca and London, 2001), pp. 4-7.

119 Штаден. Записки немца-опричника. С. 84.

120 Baron, *The Travels of Olearius*, p. 277.

121 Nolte, *Religiöse Toleranz*, pp. 96, 190; 栗生沢「モスクワの外国人村」9-10頁。

122 Цветаев. Из истории иностранных исповеданий. С. 92-93; Масса и др. О начале войн и смут в Московии. С. 269; Роде и др. Утверждение династии. С. 374.

123 栗生沢「モスクワの外国人村」19頁。

スタントの牧師によって宗教儀式を施されていた⁽¹²⁴⁾。

ムスリムに対しては 1570 年にイスタンブルを訪れたロシア使節ノヴォセリツェフの

ロシアには多くのムスリムがおり、彼らはモスクを有しており、ツァーリは彼らに信仰を捨てたり礼拝堂を破壊したりすることを強要してはいない。誰もが自らの信仰に生きている⁽¹²⁵⁾。

という言葉通り、モスクワ郊外のタタール人村やカシモフには、モスクの存在が確認できる⁽¹²⁶⁾。カシモフのモスクは、16 世紀にカシモフとカザンのハン位につき、軍務タタールを率いる将軍としても活躍したチンギス裔のシャーフ・アリー・ハン（シガレイ）によって建てられた石造建築だった⁽¹²⁷⁾。また、1626 年に記されたベゲイ・ミールザー・スマイレフ Бегей мурза Смайлев の

あなたの奴隷である私めはすでに老境に達しておりますが、君主よ、スズダリ地方には我々のムスリムの信仰の聖職者 абыз がおらず、死に際して受け入れてくれるところがありません。慈悲深きツァーリにして全ロシアの大公ミハイル・フョードロヴィチ、自らの奴隷たる私めに、私の勤務と血と老齢のために、君主よ、どうかヤロスラヴリの私の兄弟や親のもとに住むことをお命じください。あなたの奴隷たる私めが、自分のムスリムの信仰において、信仰上の父なく死ぬことがないように⁽¹²⁸⁾。

という嘆願から、ヤロスラヴリにおいてイスラーム聖職者の存在を確認でき、さらに、テムニコフでも、テムニコフで 1662-63 年に作成された文書に Урмамет абыз という代筆者の署名がみられることから⁽¹²⁹⁾、イスラーム聖職者がいたと考えられる。古くからのロシア領に住む軍務タタールはある程度信仰の自由を認められていたといえるだろう。

しかし、ムスリム一般民が居住するヴォルガ沿岸地方では事情が異なった。1552 年のカザン征服後、全てのモスクの破壊が命じられ、モスク再建の動きが盛んになった 1593 年には改めてモスクの建設が禁止された⁽¹³⁰⁾。このような禁令にも関わらず、明らかにカザン地方ではムスリムが多く住んでいる場所にモスクが存在していたが、無制限に建てたわけではなかった。モスクは目立ってはならず、幹線道路近くに位置することも、また、塔（ミナレット）を伴うことも許されなかった⁽¹³¹⁾。

強制改宗の禁止については、カザン・ハン国征服後、1555 年にイヴァン 4 世が大主教グーリーに対してタタール人の強制改宗を禁じている⁽¹³²⁾。17 世紀においても、1647 年、

124 Nolte, *Religiöse Toleranz*, pp. 110-116.

125 Путешествия русских послов XVI-XVII вв., статейные списки. М.-Л., 1954. С. 77.

126 Хайреtdинов. Мусульманская община Москвы. С. 87.

127 Вельяминов-Зернов, Исследование о Касимовских царях. Ч. 1. С. 69.

128 РГАДА. ф. 131, оп. 1, 1625 г., д. 6, л. 40. この願いは聞き入れられている（Там же. Л. 41）。

129 ДМИИМ. Т. 1. Ч. 2. С. 328, 331, 332, 333. この時代には様々な文書の最後に証言に対する署名が要求されているが、証言者が文盲の場合、代理人が自分の名前と証言者の名前を書くことが一般的だった。

130 Акты археографической экспедиции. Т. 1. № 358. С. 438.

131 Nolte, *Religiöse Toleranz*, p. 67.

132 Акты археографической экспедиции. Т. 1. № 241. С. 260. 「絶対に彼ら [タタール人] を恐怖によって受洗させてはならない。」

拷問によって二人の軍務タタールに改宗を願う嘆願書を政府に提出させたロマノフの地方長官に対してツァーリが、

彼らは改宗を望んでいない。彼らを強制改宗してはならない。ムスリムのままでいさせるように。この書簡がお前のもとに届いたら、ロマノフのタタール人もどんな外国人も、強制的にロシア正教に改宗させてはならない。外国人をロシア正教に改宗させるためには、我々の君主の賞賜に対して期待させ、やさしさによるように⁽¹³³⁾。

と命じているように、問題が表面化した場合には政府ははっきり禁止している。しかし強制改宗に対する罰則は無いに等しく、この禁止はロシア人によって頻繁に破られた。プロテスタントやカトリック信徒の捕虜に対してもムスリムや仏教徒の捕虜に対しても、ロシア人が強制的に洗礼を施して奴隷にする例は枚挙に暇がない⁽¹³⁴⁾。これは、1684年までは新受洗者奴隷の所有がロシア人に認められており⁽¹³⁵⁾、受洗した捕虜は後述するように捕虜返還の対象とならなかったため、持ち主は改宗によって奴隷に対する緊縛を強めることができたからである⁽¹³⁶⁾。

しかし、17世紀半ば以降になるとロシア政府自身が拷問とは言わないまでも、さまざまな脅迫によって非正教徒に改宗を迫るようになる。

4.2. 改宗政策

4.2-1. 新受洗者

第三節で扱った非正教徒の権利制限の第一の目的は、非正教徒軍人の軍務の確保と正教徒への非正教の影響の排除であり、政府による直接のロシア正教改宗圧力ということではできないが、上述のように、非正教徒の所有権を制限した法令が出された直後の1622-23年と1628-29年にタタール人の改宗者が増している事実から考えると、これらの法令は改宗政策という面から見ても一定の効果を有していたと考えられる。

また17世紀前半、ロシア政府はムスリム上層階級に対して様々な経済的な褒賞をもってロシア正教改宗を促していた。例えば正教に改宗したムスリム貴族(ミールザー)は改宗前の約2倍の封地と俸給を定められている⁽¹³⁷⁾。カトリックやプロテスタント信徒の正教改宗についてもムスリムと同様、正教への改宗に際しては多くの褒賞が支払われていた⁽¹³⁸⁾。オレアリウスは、傭兵が全くロシア正教の知識を持たずに、ロシア語を解するこ

133 ИТДМ. С. 150 (表 №13) .

134 例えばムスリム捕虜の強制改宗については拙稿「17世紀ロシアにおけるムスリム・エリート」73頁、プロテスタントの捕虜の改宗については Nolte, *Religiöse Toleranz*, p. 104; ЗАРГ. Комментарий. С. 55.

135 ЗАРГ. Тексты. №31. С. 51; СУ. XX-37, 38, С. 107; ПСЗ. Т. 2. №1099. С. 644-645 (表 №44).

136 購入されたのではなく、不法な手段で奪われたシベリアとアストラハンのタタール人奴隷については、非改宗の場合は奪われた人に返還、改宗済みの場合は奴隷の対価を奪われた人に支払う、と定められている (СУ. XX-118. С. 117)。また、1649年法典では新受洗者の所有は認められているが、彼ら売ることは禁止されており (СУ. XX-97. С. 115)、主人にとっては奴隷を改宗させるデメリットもあった。

137 拙稿「17世紀ロシアにおけるムスリム・エリート」68頁。

138 Акты о выездах в Россию иностранцев. С. 211; Цветаев Д.В. Обрусение западноевропейцев в Московском Государстве. Варшава, 1903. С. 13.

ともなく、改宗の褒章のみを目当てに正教に改宗する様子を記録している⁽¹³⁹⁾。17世紀前半、ロシア政府は非正教徒に対して、改宗者に対する経済的褒賞と非正教徒の権利の制限という緩やかなロシア正教改宗政策を採っていたと考えてよいだろう。

非正教徒エリートは正教改宗後、もとの共同体における地位をロシア社会内部でも維持した。非正教徒貴族は改宗後に公 князь の称号を与えられ⁽¹⁴⁰⁾、ロシア貴族との婚姻関係を通してロシア化していった。しかし、正教に改宗後、改宗者が社会的に即座にロシア人と認められたわけではない。最上級の貴族以外は新受洗者というカテゴリーでくくられ、ロシア人とは区別された。

ドヴォエノソヴァによれば、基本的には低位の軍務タタール、ヤサクタタールが新受洗者の層をなした⁽¹⁴¹⁾。軍務タタールのうちどの程度の人数が改宗したのかを明らかにするのは史料の制約のため困難だが、沿ヴォルガ地方を除く、モスクワの周辺地域についての文書史料「タタール文書」から、家族を含めて578名の改宗者が判明している⁽¹⁴²⁾。

西方出身者の場合、ロシア正教に改宗しても、もしモスクワ士族より下の位にとどまったならば外国人と呼ばれ続け、その地位は子供に受け継がれた⁽¹⁴³⁾。ライテンフェルスの証言によれば、モスクワ郊外の新外国人村近くにはバスマン村と呼ばれるロシア正教以外のキリスト教からの改宗者が住む村が存在した⁽¹⁴⁴⁾。西方出身非正教徒の改宗の割合についてもはっきりした数字を出すことはできないが、リージャーによる1640-1670年の文書史料調査によって判明したロシア領外出身の非正教徒士官1359人のうち、改宗者は169人であり、また、アレクセイ帝の宮廷医師コリンズ Samuel Collins はイングランド人、スコットランド人、オランダ人等の非正教徒200人ほどがロシア正教に改宗したと述べている⁽¹⁴⁵⁾。

正教への改宗は、非正教徒に経済的な利益をもたらしたが、上述のように、正教への改宗は法的にロシア人になることを意味しており、有利なことばかりではなかった。改宗者はロシア人同様、君主の命令なしに外国へ行くことを禁じられた。また、捕虜で正教に改宗した者は、ロシアに帰化したとみなされ、基本的には捕虜変換のときにも故国に帰還することを許されなかった⁽¹⁴⁶⁾。メイエルベルクは、西欧人の改宗者の多くが、利益につられて迷宮、すなわちロシアに迷い込んだことを後悔している、と述べており⁽¹⁴⁷⁾、ライテンフェルスは、ロシア正教への改宗者にとって「モスクワは永遠の牢獄となる」と述べている⁽¹⁴⁸⁾。

139 Baron, *The Travels of Olearius*, p. 242.

140 ロシア正教に改宗することなく、戦功などの功績のために、非正教徒が公の称号を与えられている例もある (ДМИМ. Т. 1. Ч. 1. С. 217, 225).

141 Двоеносова Г. Татарское дворянство казанской губернии (вторая половина XVII-XVIII вв.) // Гасырлар авазы-Эхо веков. 1997. № 1-2. С. 44.

142 拙稿「17世紀ロシアにおけるムスリム・エリート」63-66頁。

143 Лебедев. Служилые иноземцы. С. 210.

144 Роде и др. Утверждение династии. С. 305.

145 Reger, "Baptizing Mars," pp. 391, 394.

146 Цветаев. Обрусение западноевропейцев. С. 19.

147 Роде и др. Утверждение династии. С. 159.

148 Роде и др. Утверждение династии. С. 372.

また新受洗者は、以前の同宗者から強い反感をもたれていた。軍務タタールについては、改宗のためにモスクワに赴くことを周囲のムスリムから妨害される例が明らかになっている⁽¹⁴⁹⁾。カトリックとプロテスタントからの正教改宗者については、西欧人の旅行記に新受洗者に対する反感がはっきり表れている。リージャーが指摘しているように、これらの強い反感は、政府の改宗政策にも関わらず新受洗者の数が低迷した一因であろう⁽¹⁵⁰⁾。

さらに新受洗者には非正教徒との交流が禁じられていた。実質的な棄教を防ぐためである。1651年には新受洗者と非正教徒との接触を禁じる命令がテムニコフの長司祭に伝えられており、新受洗者を隔離する方針が確認されている⁽¹⁵¹⁾。

しかし、1623年にヤロスラヴリの地方長官が、地方の有力者アルテミー・シェイジャコフ Артемий Шейдяков について、彼は正教に改宗したにもかかわらずムスリムの妻と同居し、タタール人とともに酒を飲んでいると報告しているように⁽¹⁵²⁾、新受洗者を非正教徒から隔離する政策は厳格には施行されなかったようだ。

17世紀後半になると、新受洗者の封地に関する法令が次々に出されるが⁽¹⁵³⁾、中でも1680年の法令には、封地の相続を通して非正教徒の正教改宗を促進する目的があったことが明らかである（表 №33）。改宗者の財産相続権を強化する政策は、イスラーム世界ではイスラームへの改宗を促すために古くから採用されており、改宗政策としては伝統的なものである。シャリーアには、ムスリムと非ムスリムの相続人がいた場合、ムスリムの相続人がすべての遺産を受け継ぐという原則が示されている⁽¹⁵⁴⁾。

実際にこの法令が適用されたケースが記録に残されている。1680年にモスクワで改宗した新受洗者セミョン・エニケエフ Семен Еникеев は、祖父の封地を自分に与えてくれるようにと政府に嘆願する。彼の父は頑固なムスリムであり、改宗したセミョンには自分の封地を継がせず、ムスリムであるセミョンの別腹の兄弟に封地を譲ったからである。嘆願を受けた政府は、現在非改宗のセミョンの兄弟が所有してる、もともとはセミョンの祖父の封地の1/3強をセミョンに与え、

新受洗者の兄弟たちにこの封地からの取り分が禁じられることは、ほかの人々にとって今後手本となるだろう、というのは、彼セミョンは真実のキリストの信仰を求めたが、彼の兄弟たちは洗礼を受けていないからである。彼ら〔兄弟〕は自らの封地を誰にも属していない土地に求めるように。

と命じている。この命令の後、封地を没収された二人の兄弟が二人とも正教に改宗して封

149 拙稿「17世紀ロシアにおけるムスリム・エリート」77頁。

150 Reger, "Baptizing Mars," p. 395.

151 ДМИМ. Т. 1. Ч. 1. С. 297 (表 №17).

152 Описание архива посольского приказа 1626 года. М., 1977. Ч. 1. С. 327.

153 表 №19, 28, 29, 31, 32, 33, 48 参照。1670年代後半、新受洗者の封地を巡る法令は二転三転する。正教徒と非正教徒の封地が別のカテゴリーのものとされていたため、新受洗者の封地の扱いが法的に複雑になるのはある意味当然だが、これ以外の原因として、一旦非正教徒から没収して新受洗者に与えられた封地を、非正教徒である元の持ち主の改宗によって元の持ち主に返還せねばならない事態が発生したことも挙げられる。

154 Abū al Qāsim Najm al-Dīn Ja'far ibn al-Ḥasan al-Muḥaqqiq al-Ḥillī, *Sharā'i' al-Islām* (Beirut, 1983 [Najaf, 1969]), vol. 4, p. 12.

地の返還を嘆願した結果、兄弟の一人には封地の返還が約束され、もう一人には、非改宗の彼のいとこの封地を与えることが約束された⁽¹⁵⁵⁾。このケースでは、封地を相続するために最終的に兄弟が3人とも正教に改宗しており、遺産相続権を改宗者に限定することによって改宗を促すという政府の政策の効果を証明している。

しかし、イスラーム世界とは異なり、ロシアでは遺産をえさにした改宗政策は長くは続かず、1686年には「ミールザーとタタール人」の非改宗の親族の土地相続が認められた(表 №46)。これはバシキールの大反乱など、ムスリムの反発を受けての政策のゆり戻しと考えられるが、非改宗者の相続権が完全に元通りになったわけではなかった。非改宗の親族がいない場合には、その土地は新受洗者の誰かに与えられることになった。

4-2-2. 17 世紀半ばにおける非正教徒に対する圧迫

17 世紀前半に採られていた比較的寛容な宗教政策は、世紀の半ばから変わり始める。最初の兆候は上記の、1643 年に「ドイツ人」による正教徒への宗教的な悪影響を訴える聖職者の嘆願に応じて出された法令の中に含まれる、ロシア正教の教会の近くに建てられたプロテスタントの教会 *ропаты* 破壊の命令である(表 №12)。モスクワのプロテスタント教会は実際に取り壊されたが、のちにデンマークの介入によって別の場所に新たに教会を建設することが許可されている⁽¹⁵⁶⁾。

1649 年法典 19 章 40 条では、「ドイツ人」はモスクワの街中に家と宅地を買ってはならない、すでに所有している家や館の中には教会を有してはいけなさとされている。また、プロテスタントの教会はロシア正教の教会から遠く、郊外にあるべきである、とも記されている⁽¹⁵⁷⁾。

さらに「ドイツ人」に対しては 1652 年 10 月 4 日、モスクワの城壁の外に位置する特別な郊外に住むことが命じられた(表 №20)。この場所は正式には「新外国人村」、一般には「(新) ドイツ人村」と呼ばれた⁽¹⁵⁸⁾。また、「ドイツ人」はロシアの衣服の着用が禁じられ、政府による西方出身非正教徒の隔離政策がはっきりした。この政策の背後には、「ドイツ人」による正教徒への悪影響を危惧する総主教ニコンがいた⁽¹⁵⁹⁾。しかし、アレクセイ帝治世末期には、市内に住む非正教徒の数は非常に多くなっていたという証言があるように、この法令は厳格に守られたわけではなかった⁽¹⁶⁰⁾。

「ドイツ人」の新外国人村への隔離後、新外国人村内部ではプロテスタントの宗教活動は自由に行われている。このことから、隔離における政府の第一の意図は、プロテスタント迫害ではなく、1643 年に聖職者からロシア政府に提出された嘆願書にあるような、モスクワの正教徒への西欧人の宗教的な悪影響を削減することだったと考えられる。

しかしながら、1651 年の非正教徒から土地を没収する上述の法令(この法令が出された理由も非正教徒から正教徒農民への迫害を失くすためだった)と相俟って、これらの

155 ДМИИМ. Т. 1. Ч. 2. С. 351-354, 370, 373-376.

156 Nolte, *Religiöse Toleranz*, p. 101.

157 СУ. С. 103.

158 栗生沢「モスクワの外国人村」14-15 頁。

159 Цветаев. Из истории иностранных исповеданий. С. 100.

160 栗生沢「モスクワの外国人村」15 頁。

措置が「ドイツ人」の正教改宗を促した面があったことも事実である。オレアリウスは1650年からの5年ほどの間、ロシアに残り大公から扶持を受けるために多くの非正教徒、特にフランス人が再洗礼を受けたと記している⁽¹⁶¹⁾。さらに、非正教徒の改宗にはゴスチとゴスチ組合・ラシャ組合の商人が参列すること、という1649年1月22日の法令(表№14)と、改宗希望者の教父としてモスクワ士族、書記官、書記官補を任命する1653年1月15日の法令(表№22)の存在、そして1650年代に集中して残っている外国人庁における正教改宗者の記録は、この時期に多数の「ドイツ人」が正教に改宗したことを示唆している⁽¹⁶²⁾。

政府による圧迫は、ムスリムに対しても1640年代から見られるようになる。1646年1月25日、封地と俸給を与えられているムスリムの通訳官たち толмачи は、外務庁勤務から遠ざけられ、軍に送られた。この後外務庁では通訳官としては正教徒のみが勤務したようである。このとき通訳官の職を奪われたモチャク・クチュモフ Мочак Кучумов は、1652年に正教に改宗したのち再び通訳官として採用されている⁽¹⁶³⁾。

1647年には、上述したようにロマノフの地方長官が軍務タタール二人に強制改宗を試みているが、カザンの歴史家アリシェフによれば、ツァーリの強制改宗禁止の命令にも関わらず、彼ら二人は殺された⁽¹⁶⁴⁾。

この時期の最も目立ったムスリムによる正教改宗は、1654年のカシモフ皇国君主サイイド・ブルハンによるものである。16世紀後半から17世紀前半にかけてカシモフとその君主の地位は次第に低下していったが、この年のサイイド・ブルハンのロシア正教改宗によって、カシモフの君主はロシア・ムスリムを代表する地位を失った。しかし、多くのカシモフのタタール人は、後にカシモフの君主となるファーティマ・スルタン(サイイド・ブルハンの母)も含めてムスリムにとどまった⁽¹⁶⁵⁾。

17世紀半ばの正教改宗圧力の増加は、エリート層のみを対象としたものではなかった。この時期には、カザン征服後、成果が上がらずに下火になっていた沿ヴォルガ地域の非正教徒一般民に対する宣教活動が強化されている。

リャザンの大主教ミサイル Мисаил は、ツァーリの許可を得て1653/54(7162)年からシャツクとタムボフでタタール人とモルドヴァ人に対する宣教活動をはじめ、4,200人を洗礼した。しかしこの大量の洗礼は、反抗するタタール人とモルドヴァ人に対して軍隊を導入してはじめて実現されたものだった。軍隊の支援が与えられたところに、国家の宣教活動援助の意図がはっきり読み取れる。この強硬な宣教活動はタタール人とモルドヴァ人の間に激しい反感を引き起こし、彼らは村に宣教にやってきた大主教ミサイルを取り囲んで殺害した⁽¹⁶⁶⁾。1660-70年代には、チェレミス人農民の間にも、徐々にロシア正教が

161 Baron, *The Travels of Olearius*, pp. 242-243.

162 Лаптева. Документы Иноземского приказа. С. 118, 121.

163 Беляков А.В. Служащие Посольского приказа второй трети XVII века. Диссертация канд. ист. наук. М., 2002. С. 150. この措置は、翻訳官に対してはとられていない。

164 Алишев С.Х. Социальная эволюция служилых татар во второй половине XVI-XVIII веков // Исследования по истории крестьянства Татарии дооктябрьского периода. Казань, 1984.

165 Вельяминов-Зернов. Исследование о Касимовских царях. Ч. 3. 1866. С. 183-459; Nolte, *Religiöse Toleranz*, p. 61.

166 ДМИМ. Т. 1. Ч. 1. С. 297-299.

浸透していつている⁽¹⁶⁷⁾。17 世紀にキプチャク草原に進出したカルムィクに対しても 17 世紀後半には宣教活動が活発に行われ、1686 年にはロシア政府によって国境警備のために移住させられた 200 ユルトの新受洗者のカルムィクがドン川沿いに住んでいたことが知られている⁽¹⁶⁸⁾。

ロシア政府による圧力にも関わらず、17 世紀半ばには非正教徒軍人のロシア正教化に大きな進展はなかった。上に述べた新受洗者への反感に加え、西欧人傭兵にはロシア政府の改宗圧力に対して、ロシア正教改宗という選択肢以外にロシアを去るという手段が残されていたからであろう。また、軍務タタールについては、テムニコフの軍務タタールについてエニケエフが述べているように⁽¹⁶⁹⁾、ロシア政府は軍務タタールの南方防衛への貢献を無視できなかったために、彼らが改宗を拒んだ場合にも罰則を厳格には適用できなかった。しかし、上述のように南方防衛の状況は 17 世紀後半に大きく変化していた。ロシア政府はポーランドとの 13 年戦争が終わるころには非正教徒エリートにさらに大きな圧力をかけはじめる。

4-2-3. 17 世紀末期の改宗政策

1670 年代に入ると、ヨーロッパ人傭兵に対して厳しい法令が出されるようになる。まず、1670 年には、傭兵に対して、俸給の半分は現金で、半分は塩で与えるという命令が出されている（表 №25）。おそらくは俸給削減の影響であろう、オランダ人ファブリツィウスによると、1676-1678 年はじめにかけて多くの傭兵が軍を退いた⁽¹⁷⁰⁾。この時期にはまた、地方長官 *воевода* の職と官庁 *приказ* での行政職が正教徒にのみ限定されており、多くの傭兵たちは軍隊での任務を嫌い、改宗してこれらの行政職に移った⁽¹⁷¹⁾。

また、オスマン帝国とのバフチサライ休戦条約後、1682 年 3 月 27 日に出された命令では、傭兵の雇用が大幅に削減された（表 №37）。このため傭兵はロシアに自分の費用で住むか、祖国に帰らねばならなくなった⁽¹⁷²⁾。

さらに、1682 年 7 月には新外国人村の管理責任者に対して、ロシア人および正教を信奉するベラルーシ人は「ドイツ人」に仕えてはいけないということが確認されている。これは 1627/28 (7136) 年の法令（表 №7）と 1649 年法典 20 章 70 条の繰り返しと言えるが、1649 年法典における抽象的な罰への言及とは異なり、この法令では不服従者に罰金が定められ、度重なる違反者はシベリアへの流刑とされた（表 №40）。

これらの法令が出された後、17 世紀半ばには 2 千人ほどいた外国人官管轄下の傭兵の数は、1682 年には 381 人にまで激減した⁽¹⁷³⁾。

17 世紀のロシアのヨーロッパ商人について緻密な研究を顕したデムキンによれば、モスクワ在住の西方出身非正教徒商人 *московские торговые иноземцы* の数は、17 世紀は

167 Макаров. Самодержавие и христианизация. С. 111.

168 Моисеев А.И., Моисеева Н.И. История и культура калмыцкого народа (XVII-XVIII вв.). Элиста, 2002. С. 112-113.

169 Еникеев. Очерк истории татарского дворянства. С. 59, 69.

170 Лебедев. Служилые иноземцы. С. 143.

171 Лебедев. Служилые иноземцы. С. 87.

172 Лаптева. Документы Иноземского приказа. С. 118.

173 Лаптева. Документы Иноземского приказа. С. 119.

じめから40年代までは64人、50-90年代が43人、90年代には5人であり⁽¹⁷⁴⁾、17世紀末の非正教徒に対する圧迫は、軍人だけでなく、商人にも及んでいたことが窺える。

軍務タタールなど東方諸民族のエリートたちに対してもこの時期には相次いで抑圧的な法令が出されている。1681年のカシモフ皇国取り潰しは、17世紀末期における軍務タタールへの抑圧を象徴しているといえよう。第三節に見たように、17世紀半ばから彼らに対するロシア正教改宗圧力は高まるが、1670年代以降になると、政府は矢継ぎ早に彼らに改宗を促す法令を発するようになる。この時期の改宗関連の法令においては、東方諸民族の軍人は「ミールザーとタタール人」と呼ばれ、西方出身非正教徒は対象とされていないことが多い。この時期には17世紀前半とは異なり、政府が西方出身軍人と東方諸民族の軍人を分けて考える傾向が強まっていたといえるだろう。

これらの法令の内容は、上述の新受洗者の遺産相続権を強化するものの他に、新受洗者に対する改宗の褒賞を法令で保証するものと、非改宗者に対してデメリットを課するものの2種類に大きく分類できる。

この時期の改宗の褒賞としては、それまで改宗の褒賞として与えられてきた現金、品物、封地に、1680年以降、軍事勤務の免除が付け加えられる（表 №33, 34）。1681年の法令中の

国庫に現金がなく、受洗者に対して約束した現金を支払うことができない。ついては、洗礼を受けたミールザー、タタール人、すべての勤務者に、6年の勤務免除の褒章を与えることとする⁽¹⁷⁵⁾。

という文章から、国庫に負担となるほど多くの受洗希望者が出現し、新受洗者に支払うべき現金・品物が不足していたために、それらの褒賞の代替物として軍務の免除が認められたと考えてよいだろう。これに関しては、ロシア軍における軍務タタールの重要性が低下していたことも原因のひとつと推測できる。

非改宗者に対するデメリットを定めた法令としては、非改宗者の封地没収を定めた法令がある。上述のように、1651年に非正教徒の土地所有が禁じられていたが、1681年5月16日、24日、1682年2月には、特に軍務タタールを対象とする法令が出されている（表 №35, 36, 42）。1681年5月16日の法令では、沿ヴォルガ地方の軍務タタールに対して、正教徒農民と正教徒農民が居住する土地の所有が禁じられた。この理由として法令には、軍務タタールが自分の土地で正教徒の農民に多くの税を課し、侮辱を与え、彼らに自分たちのイスラームの教えを強要しているから、と、17世紀前半の従僕所有制限の場合と同様の事項が記されている。

これらの法令によって、どれほどの非正教徒エリートが改宗したのかは明らかでないが、上述のように改宗の褒賞が不足するほどの改宗者が現れたことは確かであり、法令はある程度の効果を挙げたと考えられる。

非改宗者を圧迫する一連の法令が出された後、1682年のソフィアの摂政期の始まりという政治的な転換とともに、1681年の封地没収の法令の効力を無効に、或いは軽減する

174 Демкин А.В. Западноевропейское купечество в России в XVII в. М., 1994. Вып. 1. С. 28.

175 ДМИМ. Т. 2. С. 45 (表 №34).

法令が出される（表 №38, 39, 41）が、1683 年 4 月 26 日には再び方針が変更され、非改宗者に対して厳しい法令が出されている（表 №43）。後者の法令は、おそらく土地の返還を命じた 1682 年の法令によって引き起こされた混乱を鎮めるために出されたものと考えられる。この法令において注目されるのは、正教徒の既得権を優先し、非正教徒の土地の返還は正教徒の土地所有者の不满を引き起こさない範囲でのみ認められた点であり、この法令によって 1682 年に出された非正教徒没収地返還令は骨抜きにされたと言ってよい。

新受洗者の封地に関する法令についてもいえることだが、ロシア政府は一貫した方針を持たずに様々な法令を出したり撤回したりしている。原因としてはツァーリの交代など政治的な要因が挙げられるが、撤回や救済策をはさみながらも、東方諸民族エリートに対する改宗圧力が増していつていることは明らかである。

17 世紀半ばに引き続き、この時期にも非正教徒一般民に対する改宗政策は継続されている。1681 年にはモルドヴァ人農民に対して、もし洗礼を受けたら 6 年間の税の免除、洗礼を拒否したらタタール人の土地に与えられる、という命令が出されている（表 №35）。エニケエフによれば、この法令のために 1681-1683 年にかけて、テムニコフとカドムのほとんどのモルドヴァ人は洗礼を受けた⁽¹⁷⁶⁾。しかし、多くの場合、ロシア正教受容は形式的だったようであり、1687 年 11 月にはカザンの府主教により、洗礼を受けたにも関わらず正教を奉じない改宗者について、司祭が調査するように、という命令がだされている⁽¹⁷⁷⁾。

4-3. 周縁地域における宗教的寛容の継続

ここで気をつけねばならないのは、ロシア中心部および沿ヴォルガ地域以外の地方では脅迫を伴った正教改宗政策は取られていないということである。

シベリアや草原地域で宣教活動が行われる一方、1649 年 4-5 月にロシア政府はノガイ・オルダの成員を捕虜にしたり、改宗させたり、ロシアへ送ったりしてはならない、という命令を出しており⁽¹⁷⁸⁾、また、1689 年と 1697 年にはカルムイクに対して成員を改宗しないことが約されている⁽¹⁷⁹⁾。1685 年と 1686 年には非正教徒は自由意志でのみ改宗される、という法令がシベリアで出されている（表 №45, 47）。シベリアに関しては、トボリスクではムアジンによる礼拝への呼びかけは制限されていたが、宣教師がシベリアにおけるモスクの取り壊しを嘆願した際にロシア政府はこの嘆願を無視する⁽¹⁸⁰⁾など、ムスリムを過度に圧迫する政策は採られていない。

17 世紀後半に新たにロシアの領土となったベラルーシ、ウクライナでも、少なくとも法的には宗教的な寛容が保たれた。ロシアとポーランドとの間で 1656 年に結ばれたヴィルナ休戦条約では、カトリック教会と修道院に属する教育機関・人間・財産とともに、住

176 Еникеев. Очерк истории татарского дворянства. С. 97.

177 ДМИИ. Т. 2. С. 72.

178 Акты исторические. Т. 4 (1645-1676). СПб., 1842. № 32. С. 108-109. 他方、1623/24 (7132) 年にシベリアとアストラハンに送られた命令における、タタール人を購入したり贈り物として受け取ること、改宗させること、ロシアに送ることの禁止 (ЗАРГ. Тексты. № 129. С. 118) が、同じ 1649 年には、1649 年法典 20 章 117 条において撤回されており (СУ. С. 117)、地域による政策の違いが表れていて興味深い。

179 Nolte, *Religiöse Toleranz*, p. 184.

180 Nolte, *Religiöse Toleranz*, p. 85.

民の以前の信教の自由や権利の保持が約束されている。しかし、合同教会については別途協議とされ、この宗教的寛容が、全ての宗教に適用されたわけではないことも明らかである⁽¹⁸¹⁾。この後、1667年のアンドルソヴォ休戦条約と1678年の休戦延長を経て、1686年のポーランドとの恒久平和条約に至るまで、徐々にロシア領カトリック信徒の権利は狭められ、結局カトリックの教会組織は認められなかったが、カトリック信徒には、動産を持つての退去と家庭における祈祷の権利は認められた⁽¹⁸²⁾。

西方辺境におけるロシアの宗教的寛容は、新領土のタタール上層階級への対応にはっきりと表れている。これらのタタール人は、14世紀以降リトアニアと西部ジュチ・ウルス（とその後裔諸国）との敵対を含めた緊密な関係のなかで、ウクライナに移住したタタール人の子孫であり、リトアニアには16世紀の史料によると4万人、17世紀の史料によると10万人のタタール人が住んでいた⁽¹⁸³⁾。彼らの一部はキリスト教に改宗するが、多くはイスラームの信仰を守った。しかし、言語面ではスラヴ化され、16世紀初頭からスラヴ系の言語を使用するようになる。上層階級は、シュラフタのように王の選挙権や議会に参加する権利は持たないものの、農民を所有する権利を与えられ、軍人として勤務していた⁽¹⁸⁴⁾。ジュチ・ポスポリータ東部の土地がロシアに併合された後も、一般のロシアの法の例外として、タタール人士族は以前と同様、正教徒の農奴を所有する権利を認められていた⁽¹⁸⁵⁾。

むすび

以上、17世紀の非正教徒エリート政策の通観により、ロシア政府が、西方出身非正教徒を東方出身非正教徒より優遇していたこと、一方で、土地・従僕的所有権問題と宗教政策においては、多くの場合、東方と西方出身の非正教徒に対して一様に権利を制限し、改宗圧力をかけていることが明らかになった。非正教徒エリート全般に対して17世紀の半ばと70年代から80年代に集中して抑圧的、すなわち改宗を促進する法令が出されているという共通点に注目すれば、先行研究で指摘されてきたこれらの抑圧的な法令が出された理由は十分なものでないといえることができる。これまでは、ムスリム・エリート抑圧の理由について、草原の諸勢力やクリム・ハン国弱体化に伴うムスリム軍人の重要性の低下⁽¹⁸⁶⁾、オスマン帝国との外交関係悪化によるロシアにおける反イスラームの気運の高まりなどが⁽¹⁸⁷⁾、また、西方出身傭兵抑圧に関しては、戦争における敗北のために、ロシア政府が傭兵の能力に対する幻想を失ったことなどが指摘されてきた⁽¹⁸⁸⁾。しかし、東方と西方出身非正教徒に対する抑圧的な法令が同時期に出されていることが偶然でないとするならば、これらの法令にはロシア正教徒と非正教徒の二項対立的な立場が強く反映されて

181 ПСЗ. Т. 1. № 192. С. 392-393.

182 ПСЗ. Т. 1. № 398. С. 634; Т. 2. № 730. С. 168. № 1186. С. 777; Nolte, *Religiöse Toleranz*, p. 115.

183 Асиновский С. Потомки хана Тохтамыша // Гасырлар авазы-Эхо веков. 1997. № 1/2. С. 23.

184 Еникеев. Очерк истории татарского дворянства. С. 12.

185 Дворянские роды Российской империи. М., 1996. Т. 3. С. 99-100; Еникеев. Очерк истории татарского дворянства. С. 11-12.

186 Еникеев. Очерк истории татарского дворянства. С. 74.

187 Nolte, *Religiöse Toleranz*, pp. 69-70.

188 Hellie, *Enserfment and Military Change*, p. 232.

いると考えることができ、これまで指摘されてきた個々の理由のほかに、ロシア政府の宗教的な配慮が背景として考えられる。この配慮の影響の強さは、政府が西欧の進んだ軍事技術を取り入れるために西方出身軍人を経済的には優遇するが、正教および正教徒と関わる問題についてはムスリム軍人と同様に扱う、という点によく表れている。ただ、上記の三・四節に記したように、非正教徒エリートに関する法令は実施が徹底されていなかったり、多くの例外があったりするので、ロシア政府の正教護持の姿勢は多分に建前としてのものだったと考えるほうが適切かもしれない。

一方で、政治的に不安定な周縁地域では同時期に改宗政策は採られておらず、正教会の影響力は国家のコントロール下にあったことも明らかである。すでにこれまでのロシア帝国史研究の中で指摘されていることだが、国家にとっては改宗政策は多くの選択肢のうちの一つでしかなく、ロシア政府は周縁地域において宗教政策より治安維持を優先させていた⁽¹⁸⁹⁾。17 世紀後半の沿ヴォルガ地方における改宗政策の継続は、ヴォルガ地方がすでに周縁ではなくなった、或いはなくなりつつあったということを示していると考えられる。

西欧の進んだ技術という実利よりもロシア正教の保護者という体面の維持に傾いていた西方出身非正教徒に対する政策、そして、ロシア本土とは異なり治安維持を優先させた周縁地域での柔軟な宗教政策という 17 世紀における二つの政策からは、ロシア政府による宗教政策の巧妙さが明らかになる。近年のロシア帝国史研究ではロシア政府のプラグマティックな政策が強調されることも多いが、ロシア領内のカトリック信徒、ウクライナやベラルーシにおける合同教会信徒の弾圧など、宗教的な配慮が実利に優先する事例も確かに存在する。ある時代において、ロシア政府が正教会に譲歩した線はどこまでか、時代によってその線がどのように動いたのか、という点が重要であろう。非正教徒エリート政策においては、ロシア政府は常に、非正教徒による正教徒への宗教的悪影響を排除しようとしているが、そのための方策は時代とともに非正教徒エリートに対して厳しいものとなっていく、17 世紀後半には、非正教徒エリート排除につながる改宗圧力強化の方針が、正教会の意向に沿って採用されている。

ではなぜ 17 世紀の半ばと 70 年代から 80 年代にロシア政府が非正教徒抑圧政策をとったのか、という問題については、残念ながら本稿では考察の対象外とせざるを得ない。考えられる要因を敢えて挙げるとすれば、1640 年代から始まりニコンの改革へと続く正教会改革の動きや⁽¹⁹⁰⁾、17 世紀後半に発生し、ロシアに長く傷跡を残すことになる古儀式派の問題など、17 世紀ロシア史の非常に大きなテーマが思い浮かぶ。しかし、本稿はワルドロンのいう、ロシアの宗教政策における国家・教会・少数派宗教の三角関係⁽¹⁹¹⁾のうち、国家と少数派宗教の関係のみ、さらにはその軍人層に限って考察したものであり、国家と教会との関係を含めた考察については今後の課題としたい。

189 Kappeler, *Rußland als Vielvölkerreich*, p. 122.

190 吉田俊則「17 世紀前半のロシア国家と教会：ニコンの教会改革前史として」『ロシア史研究』第 66 号、2000 年、16 頁。

191 P. Waldron, "Religious Toleration in Late Imperial Russia," in O. Crisp and L. Edmondson, eds., *Civil Rights in Imperial Russia* (Oxford, 1989), p. 104.

[付記] 本稿執筆にあたっての資料収集においては多くの方々にお世話になったが、特に富山大学の青木恭子氏には、数々の文献調査・入手に協力して頂いた。ここに謝意を表したい。

表：非正教徒エリート政策に関連する法令（1613-1688）

№	日付	法令の内容
1	1613	非正教徒の封地は士族・小士族に封地として与えない。死亡した非正教徒の封地は非正教徒にのみ譲渡されうる [ЗАРГ. Тексты. № 69. С. 82]
2	1615/7/2	今後小士族の封地はタタール人に与えず、タタール人の封地は小士族には与えない。もともとはロシア人に所有権がある封地に住むタタール人とモルドヴァ人の実質的な土地所有権を承認 [ЗАРГ. Тексты. № 78. С. 85]
3	1615・16	1613 年の法令 (№ 1) の確認 [ЗАРГ. Тексты. № 79. С. 85]
4	1619/8/18	1615/16 (7124) 年の法令 (№ 3) 以後に、全ての町で小士族の手に渡った非正教徒の封地を非正教徒の手に戻す。1613 年の法令 (№ 1) の確認 [ЗАРГ. Тексты. № 90. С. 96-97]
5	1622	自分の意志でタタール人に従属している、正教に改宗したラトヴィア人とロシア人の従僕が、タタール人の屋敷内に住むこと、タタール人が彼らを軍務に帯同することを禁止 (於メシチョーラ) [ЗАРГ. Тексты. № 119. С. 113]
6	1624	軍務タタールのもとに自分の意思に反してロシア人が住むことの無いように。ムスリムの屋敷でイスラーム化されたロシア人奴隷を探し出して没収し、ロシア人のボサード民に与えるように (於カシモフ) [РГАДА, ф. 131, оп. 1, 1624 г. д. 9. л. 7]
7	1627・28	非正教徒の屋敷から正教徒を取りあげる。今後非正教徒が自分の屋敷に正教徒を所有することを禁止 [ЗАРГ. Тексты. № 166. С. 138]
8	1630	非正教徒同士でもロシア人との間でも、非正教徒は基本的に封地も相続領も交換・譲渡禁止。外国人庁で特別に裁可された場合には非正教徒同士の交換・譲渡は可 [ЗАРГ. Тексты. № 198. С. 156]
9	1635	全ての人々に対して「ミールザーとタタール人」との土地の取引を禁じ、法令に反して彼らの土地を得た者からはその土地を没収し、君主の失寵と罰を与える [ЗАРГ. Тексты. № 224. С. 166]
10	1635	ロシア人はモスクワ中心部のキタイゴロドの屋敷を非正教徒、書記官補、その他の地位の低い人々に売ってはならない [ЗАРГ. Тексты. № 227. С. 168]
11	1636/12/17	非正教徒の未亡人と娘がロシア人と結婚する場合、ロシア人が封地を有していない場合のみ、自分の扶養地を結婚相手のものとするができる。それ以外の場合、扶養地は没収され、別の非正教徒に与えられる [ЗАРГ. Тексты. № 234. С. 173]
12	1643	「ドイツ人」はキタイゴロドとベールイゴロド、その周辺の村々においてロシア人と邸宅・宅地の取引をしてはならない。モスクワのプロテスタント教会を取り壊すように [ЗАРГ. Тексты. № 296. С. 204]
13	1647/12/21	ロマノフの地方長官に対して、非正教徒の強制改宗の禁止 [ИТДМ. С. 150]
14	1649/1/22	非正教徒の改宗にはゴスチとゴスチ組合・ラシャ組合の商人が参列すること [РГАДА. Белгородский стол. Стб. 270. л. 6; Липтева. Документы Иноземского приказа. С. 118]
15	1649/1/29	1649 年法典：非正教徒の未亡人や娘が結婚する場合、その扶養地を結婚相手に譲ることができる。ロシア人と非正教徒との封地の取引の禁止 (交換は可)。軍務タタールに対する封地維持・逃亡禁止の命令 (罰則付)。「ドイツ人」のモスクワでの家・宅地所有制限 (罰則付)。非正教徒の正教徒従僕所有禁止。非正教徒奴隷が正教に改宗した場合、非正教徒の主人から 15 ルーブルで解放 [СУ. С. 75, 76, 78, 79, 103, 111, 112]
16	1649/4/30	非正教徒の土地をロシア人に譲渡・賃貸することは禁じるが、ロシア人と非正教徒との封地の交換を許可 [ПСЗ. Т. 1. № 5. С. 159]
17	1651	新受洗者はロシア風の服を着ること。非正教徒と交流を持つてはならない [ДМИМ. № 67. С. 297]
18	1651	非正教徒の未亡人と娘の扶養地を、彼らを保護する新受洗者とロシア人に譲渡することを許可 [ПСЗ. Т. 1. № 73. С. 253-254]

19	1651・52	新受洗者の未亡人と娘が、新受洗者とロシア人に扶養地を与えることを許可 [ПСЗ. Т. 2. № 633. С. 24-25; Там же. № 719. С. 152-153]
20	1652/10/4	モスクワの「ドイツ人」は、モスクワの城壁の外に位置する特別な郊外に住むこと [ПСЗ. Т. 1. № 85. С. 264]
21	1652/10/20	モスクワやその他の町で軍隊に新たに登録した小士族、新受洗者、タタール人に封地と俸給を定める [ПСЗ. Т. 1. № 86. С. 264-271]
22	1653/1/15	非正教徒の教父としてモスクワ士族、書記官、書記官補を任命する [РГАДА. Приказный стол. Стб. 206. л. 43; Лаптева. Документы Иноземского приказа. С. 118]
23	1653/9/21	非改宗の「ドイツ人」傭兵 7 人の封地と相続領を没収（於アルザマス） [ПСЗ. Т. 1. № 103. С. 283-284]
24	1653	あらゆる地位の非正教徒は自分の相続領をロシア人に売るように。非正教徒に売ってはならない [ПСЗ. Т. 1. № 113. С. 298]
25	1670	非正教徒傭兵に対して、俸給の半分は現金で、半分は塩で与える [РГАДА. Московский стол. Стб. 630. л. 73; Лаптева. Документы Иноземского приказа. С. 117]
26	1672/3/1	下流地方（ヴォルガ流域と、ニジニ・ノヴゴロドより下流にある支流の流域）におけるタルハン特権（関税免除）の廃止。修道院が主な対象だが、同時にこれまでタルハン文書によって免税されていた「ロシア人、ミールザー、タタール人、そのほか全ての非正教徒」から関税を徴収する [ПСЗ. Т. 1. № 507. С. 839-840]
27	1672/3/29	勤務の褒賞として書記官、書記官補、馬丁頭、ロマノフの「ミールザーとタタール人」の封地の一部を相続領とする [ПСЗ. Т. 1. № 512. С. 842-843]
28	1675/7/19	ペロオーゼロ出身者と新受洗者で現在モスクワにいる者は、地方都市の封地と相続領を誰にも売ったり取り替えたり譲渡したりしてはならない [ПСЗ. Т. 1. № 606. С. 967]
29	1675	新受洗者は、誰でも封地と相続領の取引をしてはならない [ПСЗ. Т. 2. № 633. С. 24-25; Там же. № 719. С. 152-153]
30	1675	タタール人とその他の非正教徒から没収された封地と相続領で、ロシア人と新受洗者に与えられたものは、ムスリムのもとの持ち主には返還しない。「ミールザーとタタール人」が封地を没収された後に改宗した場合は、すでに人手に渡ったもとの封地を返還するのではなく、相続人の無い土地から彼らに与える封地を探す [ПСЗ. Т. 1. № 616. С. 987-988]
31	1676/3/10	7183 年の法令 (№ 29) では新受洗者に封地と相続領の取引が禁じられたが、今後は、7183 年までのように、7160 年の法令に従って、新受洗者はロシア人と土地を取り引してよい。封地の交換には証明書が、相続領の取引には登録が必要 [ПСЗ. Т. 2. № 633. С. 24-25]
32	1678/2/20	№ 31 の法令の確認 [ПСЗ. Т. 2. № 719. С. 152-153]
33	1680/5/21	ロマノフの「ミールザーとタタール人」の新受洗者に対して 3 年間軍務免除の褒賞。新受洗者が優先的に土地を相続する [ПСЗ. Т. 2. № 823. С. 267]
34	1681/2/15	改宗した「ミールザーとタタール人」は 6 年間軍務を免除され、改宗したヤサク民は、6 年間ヤサクを支払う義務を免除される（於ヤドリンスク） [ДМИМ. Т. 2. С. 45]
35	1681/5/16	下流地方の「ミールザーとタタール人」に。正教徒農民と水呑百姓がいる封地と相続領を没収。封地を没収されたタタール人には、正教徒農民がいない、代わりに封地が与えられる。正教に改宗した場合は、封地が没収されないだけでなく、褒賞としてミールザーには 10 ルーブリ、妻には 5 ルーブリ、子供には 2.5 ルーブリが与えられる。一般の軍務タタール人にはその二分の一の褒賞。モルドヴァ人農民に対しては、もし改宗したら 6 年間の税の免除、改宗しなかったらタタール人の土地に移住させられる [ПСЗ. Т. 2. № 867. С. 312-313]
36	1681/5/24	改宗しないロマノフとヤロスラヴリの「ミールザーとタタール人」は、ムスリムの一族郎党共々ウグリチに送られる。ウグリチに送られた者たちを養う義務は、彼らから封地や相続領を譲り受けた改宗した親類にある。改宗した「ミールザーとタタール人」には、彼らのもとの封地と相続領を返還する [ПСЗ. Т. 2. № 870. С. 315]
37	1682/3/27	非正教徒将官を大幅に削減 [Московский стол. Стб. 629. л. 68-75; Лаптева. Документы Иноземского приказа. С. 118]
38	1682/5/29	「ミールザーとタタール人」の封地と相続領は、半分は彼らの手に残し、半分を没収する [ПСЗ. Т. 2. № 923. С. 403]
39	1682/7/13	「ミールザーとタタール人」から没収された半分の封地と相続領を元の持ち主に「恩賜」 [ПСЗ. Т. 2. № 944. С. 456]

40	1682 年 7 月	ロシア人と正教徒ベラルーシ人は「ドイツ人」に仕えてはならない（罰則付き、於新外国人村）[РГАДА. Московский стол. Стб. 629. л. 257; Липтева. Документы Иноземского приказа. С. 126]
41	1682/10/20	カザン府が管轄するモルドヴァ人、チュヴァシ人、チェレミス人のオブロク地、ヤサク地と、タタール人によって放棄された土地を今後ロシア人の封地としては利用しない。これまでにロシア人に与えられた土地は彼らのものとし、「ミールザーとタタール人」、チェレミス人、チュヴァシ人、モルドヴァ人の嘆願があっても返還しない [ПСЗ. Т. 2. № 959. С. 471-472]
42	1682	「ミールザーとタタール人」、その妻、子供に対して 2 月 25 日までに正教に改宗して、自分の相続領と封地についてツァーリに嘆願書を提出することを勧告。改宗しない場合は土地を没収 [Дополнение к актам историческим. СПб. Т. VIII. № 89. С. 311-312]
43	1683/4/26	1. フョードル帝の治世に没収されたタタール人や他の非正教徒の土地は、ロシア人や新受洗者にすでに与えられてしまっているのであれば、以前の持ち主には返還しない。2. フョードル帝の治世に取り上げられたタタール人や他の非正教徒の土地で、ロシア人や新受洗者の手に渡り、その後、1682 年と 1683 年にもとの非正教徒の持ち主に返された土地は、その非正教徒から没収し、フョードル帝の時代にその土地を所有していたロシア人や新受洗者に返還する。3. 非正教徒から没収した後、ロシア人や新受洗者の手に渡っていない土地を、1682 年と 1683 年に返還された非正教徒は、その土地をそのまま所有してよい。4. 死んだ新受洗者の土地は、新受洗者であっても遠縁の者や非正教徒には与えられず、新受洗者の妻かその子供に、或いはロシア人に与えられる。5. 棄教した新受洗者は、君主の命令と 1649 年法典に基づいて処罰される。6. 土地を取り上げられた後に正教に改宗した「ミールザーとタタール人」には、取り上げられた土地を返すのではなく、新受洗者の相続人の無い土地を与える [ПСЗ. Т. 2. № 1009. С. 521-522]
44	1684/12/16	あらゆる身分の人々は新受洗者を債務奴隷にしてはならない。自ら証文を与えて債務奴隷になろうとする新受洗者は、君主が解放し、罰を与える [ПСЗ. Т. 2. № 1099. С. 644-645]
45	1685/4/5	非正教徒は自由意志でのみ改宗される（於シベリア・トボリスク）[ПСЗ. Т. 2. № 1117. С. 662]
46	1686/3/17	非改宗のタタール人が死亡した場合、第一の相続権は非改宗の親族、非改宗の親族がいない場合には改宗した親族に相続権がある。相続人がいない場合には土地を新受洗者に与える [ПСЗ. Т. 2. № 1179. С. 759-760]
47	1686	非正教徒は自由意志でのみ改宗される（於トボリスク）[ПСЗ. Т. 2. № 1163. С. 738]
48	1688	ミールザーの新受洗者は改宗の褒賞としてモスクワ士族に列せられるが、彼らが、モスクワ士族に封地を与えることが禁じられている町に土地を所有している場合、それまで所有していた土地はそのまま所有が認められる。しかし、この法令以後はその土地をモスクワ士族や他の町の新受洗者に渡してはならない [ПСЗ. Т. 2. № 1287. С. 916-917]

Policies for Non-Russian Elites in 17th-century Russia

HAMAMOTO Mami

In 17th-century Russia there were non-Russian Orthodox elites. They mainly consisted of Tatar soldiers (*sluzhilye tatary*) and mercenaries from the West. The former were the descendants of the Tatar elite, who had sought refuge in Russia, had been taken as prisoners in the battles between Russia and Tatar khanates, or had been integrated into the Russian army as a result of Russian territorial expansion. The latter, European mercenaries, were invited by the Russian government beginning in the reign of Ivan III, and their average number in the 17th century was 2,000-3,000 men. Researchers have analyzed the individual history of the Muslim and European elites, but most of the analysis may not have captured the backgrounds and intentions of the policies of the Russian government accurately, because the Russian government, in its decrees, often dealt with all non-Russian Orthodox people as foreigners (*inozemtsy*) without differentiating between their religion. The purpose of this article is to analyze comprehensively the policy of the Russian government for dealing with non-Russian Orthodox elites from 1613 to 1689.

The *sluzhilye tatary* had special importance in the Russian army for their skill in battle, but after the introduction of the new formation regiments adopting the European style in the mid-17th century, their role in the army declined. At the same time, European mercenaries gained higher positions as generals and officers in the new formation regiments.

The legal status of these non-Orthodox elites, both the *sluzhilye tatary* and the European mercenaries, was generally equal to that of the Russian middle service class (*dvoriane, deti boiarskie*); however, their rights to possession of real estate and servants were limited. There had already been restrictions on possessing Russian-Orthodox servants by non-Orthodox people in the 16th century, but the restrictions were put into operation increasingly strictly in the 17th century. With regard to the restriction on possessing real estate, in the first half of the 17th century, the non-Orthodox elites were allowed to purchase and sell or exchange their own land (*pomest'ë*) only among non-Orthodox people. However, the right to possession of land for non-Orthodox people was abolished in the middle of the 17th century under the pretext of abuse of Orthodox farmers by non-Orthodox landowners. If the non-Orthodox elites converted to the Russian Orthodox religion, they could obtain completely equal legal status with the Russian elite, and could keep servants and land legally. Tightening restrictions, therefore, encouraged conversion to the Russian Orthodox Church.

Non-Orthodoxies were also limited in their freedom of religion in Russia. It is true that the Russian government permitted the existence of Islamic and Protestant religious institutions and clergies, and thus the non-Orthodox elites enjoyed a certain religious freedom. However, pressure for conversion to the Orthodox church did actually exist. Until the mid-17th century this pressure took the form of economic encouragement such as rewards of money, land and clothes. This policy changed in the mid-17th century to a stricter one including threats.

As a result of the analysis of this paper, it has become clear that the Russian government issued oppressive decrees in the 1640-50s and 1670-80s on both Muslim and European elites. It is notable that these decrees were issued at a time when the importance of the European officers in the Russian army was rising and, conversely, that of the Muslim elite was declining. Many researchers have already pointed out the reasons behind the issuance of these decrees in the latter half of the 17th century for Muslims and Europeans individually.

The following are some of the reasons: the decline in the importance of Muslim soldiers in the Russian army; the upsurge of an anti-Islamic trend caused by the Russo-Ottoman War; and the loss of the Russian government's enchantment with European mercenaries as a result of military defeats.

However, as these oppressive decrees were issued for both the Muslim and European elites simultaneously, these reasons are not enough to explain the change in policy towards these non-Orthodox elites. This accordance indicates that the policy towards the non-Orthodox elites in the second half of the 17th century has its base in a view held by the Russian Orthodox Church, which divides people into either Orthodoxes or non-Orthodoxes.

It is, however, also true that the government controlled the influence of the Russian Orthodox Church. In the same period, conversion policies were not put into operation in peripheral territories, where the political situation was unstable and different policies were required towards non-Orthodox people to keep public peace.

Throughout the 17th century, the Russian government maintained its efforts to discourage ordinary Russians from being affected religiously by the non-Russian elites. The means to achieve this aim became increasingly severe for the non-Orthodox elites as time went on, especially in the second half of the century. At the end of the 17th century, the government implemented the policy of conversion with threats, which led to the removal of the non-Orthodox elites from the ruling class. This policy perfectly matched the views of the Russian Orthodox Church. This would seem to imply that the change of relationship between the government and the Orthodox Church affected the policy toward the non-Russian elites to some degree.